

第134回三重県森林審議会 事項書

日時：令和6年8月22日(木)

14:00～

場所：アスト津4階会議室1

1 開 会

2 審議事項

(1) 三重の森林づくり基本計画の変更について（中間案）

3 報告事項

(1) 三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和5年度版）について

(2) 林地開発許可に係る状況の報告について

4 その他

5 閉 会

【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第134回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

資料1-1：「三重の森林づくり基本計画」（変更計画）の中間案（案）について

資料1-2：新たな「三重の森林づくり基本計画」中間案（案）（概要）

資料1-3：新たな「三重の森林づくり基本計画」中間案（案）で定める指標について

資料1-4：新たな「三重の森林づくり基本計画」中間案（案）施策展開の概要

資料1-5：重点的に実施するプロジェクト（案）

資料 1－6：三重の森林づくり基本計画（変更計画）骨子案に係る意見の
中間案（案）への反映

別冊 1：三重の森林づくり基本計画（変更計画）（中間案）（案）

資料 2：「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況
（令和 5 年度版）について

別冊 2：三重の森林づくり実施状況報告書（令和 5 年度版）

資料 3：林地開発行為（森林審議会への諮問対象外）に係る処分状況の報告
について（令和 5 年度分）

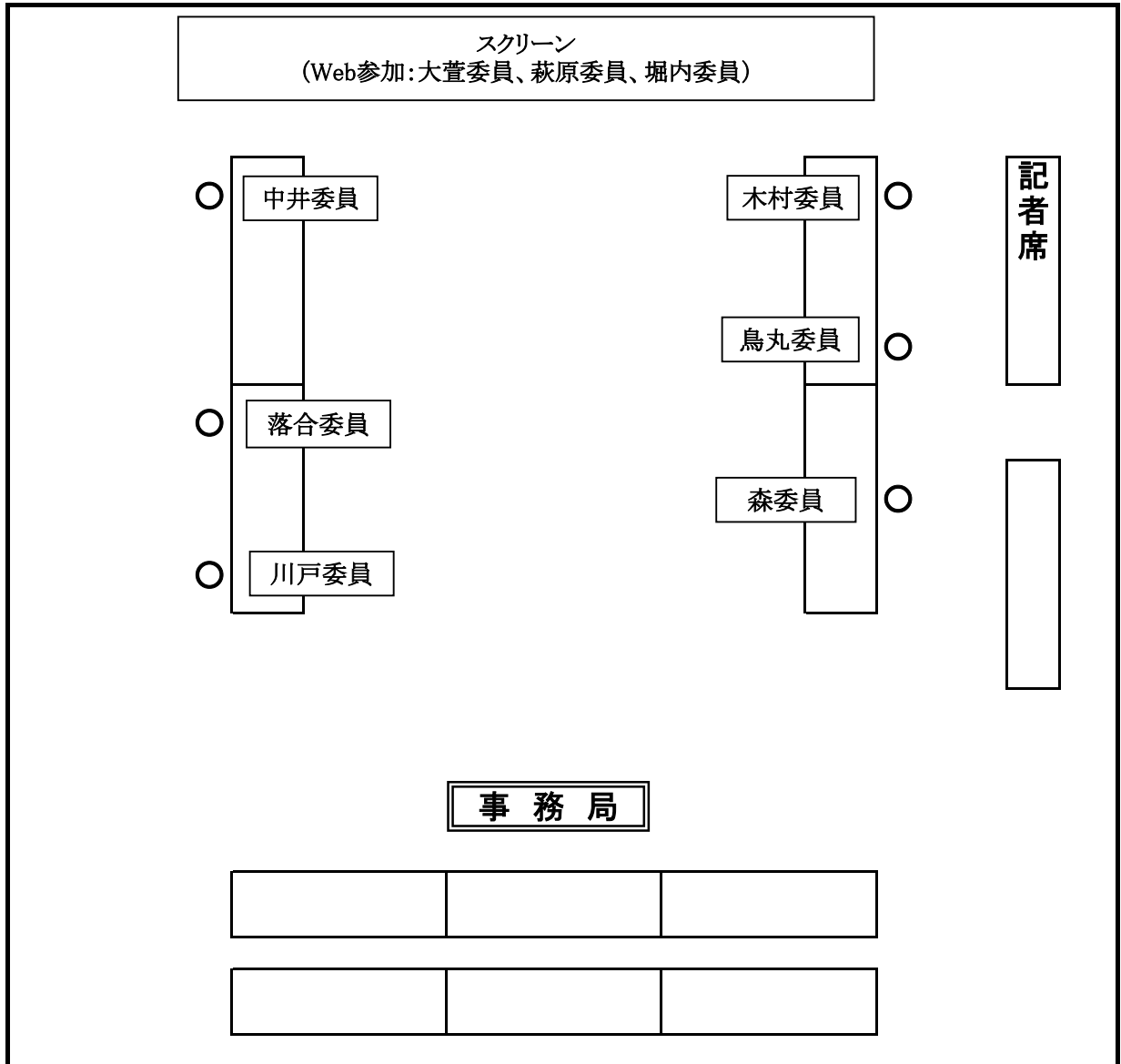
第134回森林審議会出席者名簿(五十音順)

任期(R5.3.1～R7.2.28)※一部委員は始期異なる

出欠	氏名	所属
web	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長
(ご欠席)	小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長
	落合 賢治	三重県木材組合連合会会長
(ご欠席)	尾上 壽一	紀北町長
	川戸 英騎	三重森林管理署長
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長
	鳥丸 猛	三重大学准教授
	中井 毅尚	三重大学教授
(ご欠席)	沼本 晋也	三重大学准教授
web	萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役
web	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社
	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長
(ご欠席)	山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所
	計 13名	

第134回三重県森林審議会 座席表

令和6年8月22日



三重県森林審議会 法的根拠について

(1) 審議会の組織について

森林法

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

(2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

森林法

(地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

(指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害等防除法

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

(職務代行者の選任)

第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

(招集)

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員から請求があったとき。

(通知)

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

(議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の成立)

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(WEB会議システムによる出席)

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

（議事）

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面による議決権の行使）

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

（議事関与の制限）

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

（議事録）

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

（部会）

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

（部会の緊急開催）

第14条 任期満了に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。
この要領は平成10年4月1日から施行する。
この要領は平成14年4月1日から施行する。
この要領は平成16年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成24年4月2日から施行する。
この要領は平成29年7月26日から施行する。
この要領は令和2年12月4日から施行する。
この要領は令和5年8月31日から施行する。

「三重の森林づくり基本計画」(変更計画)の中間案(案)について

1 「三重の森林づくり基本計画」(変更計画)の中間案(案)について

第133回森林審議会(5月16日)でお示しした骨子案について、委員の皆様からいただいたご意見や県議会環境生活農林水産常任委員会(5月23日、6月20日)でいただいたご意見をふまえて中間案(案)(別冊1)を作成しました。

2 基本計画(変更計画)の中間案(案)のポイント

(1) 骨子案からの主な変更点

森林・林業を取り巻く情勢変化の記載に一部修正(森林環境税の課税開始や新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行など)を加えたほか、これまでの成果については令和5年度までの実績値に更新しました。また、基本方針ごとに定める指標とその目標値を設定したほか、基本施策ごとに具体の取組を記載するとともに、計画期間の前半5年間に注力する重点プロジェクトについても記載しました。なお、中間案(案)の概要は資料1-2のとおりです。

(2) 基本方針ごとに定める指標

これまでの取組みについて検証したうえで、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、12の指標を設け、10年後に目指すべき理想の姿として目標値を設定しました。変更にあたっての視点は資料1-3のとおりです。

また、基本施策ごとの具体の取組については資料1-4のとおりです。

(3) 重点プロジェクト

計画期間の前半5年間に重点的に取り組む4つの「重点プロジェクト」を設定しました。概要を資料1-5にまとめています。

- ① 「新しい林業」推進プロジェクト
- ② 林業の担い手確保・育成プロジェクト
- ③ みえの木づかい推進プロジェクト
- ④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

3 三重県森林審議会及び環境生活農林水産常任委員会における意見へ対応について

三重県森林審議会及び環境生活農林水産常任委員会でいただいた意見について、中間案(案)への反映状況は資料1-6のとおりです。

4 今後のスケジュール

本日の審議会でいただいた意見を中間案に反映したうえで、今後は、以下のスケジュールで変更作業を進めます。

- ・令和6年8月下旬～9月上旬 県内3地域での市町、関係事業者等との意見交換会
- ・令和6年10月 環境生活農林水産常任委員会で中間案を説明
- ・令和6年10月 パブリックコメントによる中間案への意見募集

- ・ 令和 6 年 12 月 三重県森林審議会に最終案（案）を提示、答申
環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
- ・ 令和 7 年 2 月 県議会議案提出

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

平成31年3月の変更から5年が経過する中で、この間大きく変化した森林・林業を取り巻く状況をふまえ、今後、県民や市町、林業事業者等が一丸となって三重の森林づくりに取り組むにあたって、県としての基本的な方向性を改めて示すもの。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

森林・林業を取り巻く主な社会情勢の変化は次のとおり。

- (1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き
- (3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入 (4) 森林経営管理制度の運用開始
- (5) みえ森林教育ビジョンの策定 (6) 三重の木づかい条例の制定
- (7) 三重の森林づくり条例の改正 (8) みえ森と緑の県民税の見直し
- (9) 花粉発生源対策の推進 (10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進
- (11) 林業人材の確保・育成 (12) 全国植樹祭の招致の表明
- (13) 木材需給を巡る状況の変化

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- ・林業経営に適さない森林や公益的機能が低下した保安林等において、9,783haの公的主体による森林整備を実施しましたが、目標の10,900haは達成できませんでした。
- ・森林整備を促進していくため、市町における森林環境譲与税を活用した取組を支援するほか、森林境界の明確化をより一層進めていく必要があります。
- ・カーボンニュートラルの実現やスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換に向け、人工林の伐採を促進するとともに、伐採後の確実な更新を進めていくことが重要です。

【基本方針2 林業の持続的発展】

- ・路網整備等の木材生産拡大に向けた支援や、大型合板工場や木質バイオマス施設の稼働でB・C材需要が高まったこと、「三重の木づかい条例」を制定し、公共建築物の木造・木質化を推進したことなどから、令和5年度の素材生産量は452千㎡となり目標の415千㎡を上回りました。
- ・県内人工林の約8割が50年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることをふまえ、主伐・再造林を促進していくため、A材需要を拡大し、収益を高めるとともに、スマート林業の導入や低コスト造林により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、循環型林業を確立していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用等により、森林環境教育支援市町数は20市町になるなど、地域における森林教育の取組は拡大しています。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実などの取組をさらに進めていく必要があります。
- ・森林文化及び森林教育の振興に向けて、森林や自然とふれあえる環境を充実させていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっています。
- ・令和13年度に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- ・木材が暮らしの中に取り入れられている社会づくりを進めるため、身のまわりの生活用品における木材利用や、企業への木材利用の意義の情報発信を推進する必要があります。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する、森林づくりに関する施策に係る基本理念である、「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「県民の参画」については新たな計画でも継承。

2 基本方針と目標

資料1-4のとおり

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病害虫対策および森林災害対策の強化
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建築における木材利用の推進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑦新製品・新用途の研究・開発の促進

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全および活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備および保全の促進
- ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

- ①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- ①森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて施策の着実な実施を図るため、計画的な進行管理を行います。

- ①数値目標による進行管理 ②年次報告及び公表 ③計画の見直し

第5章 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。

資料1-5のとおり

- ①「新しい林業」推進プロジェクト ②林業の担い手確保・育成プロジェクト
- ③みえの木づかい推進プロジェクト ④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

基本方針	森林・林業を取り巻く課題と社会情勢の変化	変更にあたっての視点	新たな指標と目標値				
多面的機能の発揮	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林所有者の林業経営意欲の低下による手入れ不足の森林の増加 ◆ 市町における林業職員の不足等による公的な森林整備の進捗の遅れ ◆ 全国各地で自然災害が頻発していることをふまえた山地災害対策の一層の推進 ◆ 相続による世代交代等による所有者や境界不明森林の増加 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林環境税の課税開始に伴う、森林環境譲与税を活用した森林整備等に対する県民の注目の高まり ◆ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林の有するCO₂吸収機能への期待 ◆ 国における花粉発生源対策の推進の表明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手入れが不足している環境林を中心に、公益的機能を発揮させる公的主体（県・市町）による森林整備を着実に推進 ◆ 持続可能な森林づくりやCO₂吸収機能が高く花粉の少ない森林への転換に向け、主伐を進め、成長が早く花粉の少ない苗木等を活用した確実な更新を促進 ◆ 県民の安全・安心の確保につなげるため、山地災害危険地区の整備を着実に推進 ◆ スマート技術等を活用し、森林整備を進めていくうえで必須となる森林境界の明確化を一層推進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規住宅着工数の減少に伴うA材需要の減少や、合板・バイオマス向け木材需要に対する供給量の不足 ◆ 木材販売収益に対し、再造林や保育等に要する経費が高いことによる林業採算性の悪化 ◆ 増加する森林整備に対応できる林業人材の不足 ◆ 民間の非住宅建築物における木材利用が低位 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内の人工林面積の約8割が50年生を超え、利用期を迎えており、充実した森林資源の活用促進への期待の高まり ◆ 伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換等を目指す、国の新たな「森林・林業基本計画」の策定 ◆ 長期的な林業就業者の減少 ◆ 公共建築物等における積極的な県産材利用の動き 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存の木材需要と大型製材工場等の新たな需要に対する原木の安定供給に向け、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、木材生産活動を促進 ◆ 森林経営計画や森林経営管理権集積計画による施業の集約化を行い、計画的な主伐や利用間伐、主伐後の再造林等の効率的な森林整備を推進 ◆ みえ森林・林業アカデミーを中心に、次代を担う林業人材を継続的に育成 ◆ 林業の採算性確保に向け、収益性の高いA・B材需要を拡大 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
林業の持続的発展	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 里山との関わりの減少、自然体験機会の喪失等により、人と森林・自然との関係が希薄化 ◆ 子どもを中心とした森林教育の場や機会の拡大、森林教育に取り組みやすい環境づくり 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、減少していた自然体験ニーズが回復 ◆ 従来の森林環境教育・木育をステップアップするため、「みえ森林教育ビジョン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林公園や自然体験施設等における森林や自然にふれあえる場や機会を継続的に創出 ◆ 学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりを推進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向けて、さまざまな主体における森林づくりのさらなる推進 ◆ さまざまな形で暮らしの中に木材が取り入れられている社会の実現に向けた、県民や事業者の木づかいのさらなる推進 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全国植樹祭の令和13年度招致を表明 ◆ 日常生活や事業活動における、県民の県産材を優先的に利用する木づかいの動きの活発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林に関するイベントの開催や森づくり活動が行える場や機会を創出し、県民の森林を育む意識の醸成や森づくり活動を促進 ◆ 身のまわりの生活用品における木材利用や、企業等に対する木材利用の意義に関する情報発信を一層推進し、多様な主体との連携による木づかいを促進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
森林文化及び森林教育の振興	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林所有者の林業経営意欲の低下による手入れ不足の森林の増加 ◆ 市町における林業職員の不足等による公的な森林整備の進捗の遅れ ◆ 全国各地で自然災害が頻発していることをふまえた山地災害対策の一層の推進 ◆ 相続による世代交代等による所有者や境界不明森林の増加 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林環境税の課税開始に伴う、森林環境譲与税を活用した森林整備等に対する県民の注目の高まり ◆ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林の有するCO₂吸収機能への期待 ◆ 国における花粉発生源対策の推進の表明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手入れが不足している環境林を中心に、公益的機能を発揮させる公的主体（県・市町）による森林整備を着実に推進 ◆ 持続可能な森林づくりやCO₂吸収機能が高く花粉の少ない森林への転換に向け、主伐を進め、成長が早く花粉の少ない苗木等を活用した確実な更新を促進 ◆ 県民の安全・安心の確保につなげるため、山地災害危険地区の整備を着実に推進 ◆ スマート技術等を活用し、森林整備を進めていくうえで必須となる森林境界の明確化を一層推進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規住宅着工数の減少に伴うA材需要の減少や、合板・バイオマス向け木材需要に対する供給量の不足 ◆ 木材販売収益に対し、再造林や保育等に要する経費が高いことによる林業採算性の悪化 ◆ 増加する森林整備に対応できる林業人材の不足 ◆ 民間の非住宅建築物における木材利用が低位 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内の人工林面積の約8割が50年生を超え、利用期を迎えており、充実した森林資源の活用促進への期待の高まり ◆ 伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換等を目指す、国の新たな「森林・林業基本計画」の策定 ◆ 長期的な林業就業者の減少 ◆ 公共建築物等における積極的な県産材利用の動き 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存の木材需要と大型製材工場等の新たな需要に対する原木の安定供給に向け、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、木材生産活動を促進 ◆ 森林経営計画や森林経営管理権集積計画による施業の集約化を行い、計画的な主伐や利用間伐、主伐後の再造林等の効率的な森林整備を推進 ◆ みえ森林・林業アカデミーを中心に、次代を担う林業人材を継続的に育成 ◆ 林業の採算性確保に向け、収益性の高いA・B材需要を拡大 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
県民参画の推進	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林所有者の林業経営意欲の低下による手入れ不足の森林の増加 ◆ 市町における林業職員の不足等による公的な森林整備の進捗の遅れ ◆ 全国各地で自然災害が頻発していることをふまえた山地災害対策の一層の推進 ◆ 相続による世代交代等による所有者や境界不明森林の増加 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林環境税の課税開始に伴う、森林環境譲与税を活用した森林整備等に対する県民の注目の高まり ◆ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林の有するCO₂吸収機能への期待 ◆ 国における花粉発生源対策の推進の表明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手入れが不足している環境林を中心に、公益的機能を発揮させる公的主体（県・市町）による森林整備を着実に推進 ◆ 持続可能な森林づくりやCO₂吸収機能が高く花粉の少ない森林への転換に向け、主伐を進め、成長が早く花粉の少ない苗木等を活用した確実な更新を促進 ◆ 県民の安全・安心の確保につなげるため、山地災害危険地区の整備を着実に推進 ◆ スマート技術等を活用し、森林整備を進めていくうえで必須となる森林境界の明確化を一層推進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)
	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林所有者の林業経営意欲の低下による手入れ不足の森林の増加 ◆ 市町における林業職員の不足等による公的な森林整備の進捗の遅れ ◆ 全国各地で自然災害が頻発していることをふまえた山地災害対策の一層の推進 ◆ 相続による世代交代等による所有者や境界不明森林の増加 【社会情勢の変化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林環境税の課税開始に伴う、森林環境譲与税を活用した森林整備等に対する県民の注目の高まり ◆ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた森林の有するCO₂吸収機能への期待 ◆ 国における花粉発生源対策の推進の表明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手入れが不足している環境林を中心に、公益的機能を発揮させる公的主体（県・市町）による森林整備を着実に推進 ◆ 持続可能な森林づくりやCO₂吸収機能が高く花粉の少ない森林への転換に向け、主伐を進め、成長が早く花粉の少ない苗木等を活用した確実な更新を促進 ◆ 県民の安全・安心の確保につなげるため、山地災害危険地区の整備を着実に推進 ◆ スマート技術等を活用し、森林整備を進めていくうえで必須となる森林境界の明確化を一層推進 	新規・継続	指標	単位	現状値 (R5)	目標値 (R16)

基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

目標項目	実績値（R5）	目標値（R16）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	2,265ha（参考）	22,900ha
再造林面積	127ha	471ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	20地区（参考）	200地区
森林境界明確化面積（累計）	34,156ha	63,600ha

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策1-(1) 「構造の豊かな森林」づくり	①	CO2吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換に向けた主伐・再造林の促進
	①	森林資源の循環利用の確立に向けた効率的な作業体系による育林経費の低コスト化
	①	再造林による確実な森林の更新と造林未済地の解消
	①	J-クレジット認証取得の促進による森林整備のさらなる拡大
	②	森林資源の有効活用を図りながら、公益的機能を発揮させる森林整備を着実に推進
	③	成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給できる体制の整備
基本施策1-(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり	①	山地災害危険地区における治山施設の整備による安全・安心の確保
	①	みえ森と緑の県民税県事業による災害に強い森林づくりを着実に推進
	②	林地開発制度や保安林制度の適切な運用
	④	森林の更新を阻害する野生鳥獣による被害の低減
基本施策1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化	①	森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向けた県と市町の協働体制の強化
	①	森林法や森林計画制度に即した適切な森林管理
	②	航空レーザ測量等のスマート技術を活用した効率的な森林境界明確化の促進
	③	森林経営管理制度に基づく公的な森林管理の促進

基本方針 2 林業の持続的発展

目標項目	実績値（R5）	目標値（R16）
県産材素材生産量	452千㎡	612千㎡
森林経営計画等の面積	45,275ha	69,290ha
林業人材育成人数（累計）	303人	1,085人
製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量	172千㎡	282千㎡

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策2-(1) 林業及び木材産業等の振興	①	森林経営計画や森林経営管理制度に基づく森林施業の集約化の促進
	②	既存の木材需要や新たな大型需要に対し原木を安定供給できる木材生産体制の整備
	③	森林施業の収支のプラス転換に向けた伐採～保育作業の低コスト化の促進
	③	成長に優れたエリートツリーの種苗、コンテナ苗の生産体制の整備
基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	①	就業に関する相談会の開催や就業体験等による新規就業者の確保
	①	みえ森林・林業アカデミーにおける次代を担う林業人材の育成
	①	架線集材や高性能林業機械の操作等の高い技術を有する人材の育成
基本施策2-(3) 県産材の利用の促進	②	他業種や外国人材などの多様な労働力の確保
	①	木材販売における収益が大きい製材・合板向けの県産材需要の拡大
	①	木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献に対する県民・事業者の理解の促進
	④	市町等と連携した公共施設や民間商業施設等における木材利用の推進
	④	木造・木質化の相談や県産材利用の提案ができる建築士の養成
	④	中大規模建築物の建築に対応した木材調達手法の普及

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興

目標項目	実績値（R5）	目標値（R16）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,208千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	128校	173校

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策3-(1) 森林文化の振興	①	世界遺産や日本農業遺産等の制度を活用した地域の伝統や文化の価値向上
	①	ジビエや広葉樹等の新たな価値に着目した森林資源の活用
	②	森林公園や自然歩道等を活用した森林や自然を体験できる場や機会の創出
	③	地域住民やNPO等による里山の整備及び保全の促進
基本施策3-(2) 森林教育の振興	①	森林教育に関する積極的な情報発信と指導者の育成・フォローアップ
	②	市町や企業、関係団体等と連携した森林教育の場づくり
	③	みえ森づくりサポートセンターを核とする関係機関のコーディネート
	③	学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくり
	③	子どもから大人まで一貫した森林教育体系の構築

基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進

目標項目	実績値（R5）	目標値（R16）
三重の森づくり運動参加者数	14,671人	19,000人
木づかい宣言事業者数（累計）	43者	120者

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	①	みえ森林づくりサポートセンターを核とした、技術研修や情報提供
	①	森林づくり活動団体への市町と連携した活動への支援
	①	NPO、企業、教育機関、行政等の森林づくり関係者によるネットワークの構築
	①	森林づくりイベントの開催、「企業の森」等を通じた多様な主体による森林づくり活動の促進と森林を育む意識の醸成
基本施策4-(2) 木づかいの促進	②	みどりの少年隊の活動など、次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動への支援
	①	木の良さを伝えるイベントの開催や、木製玩具・遊具等の普及啓発
	①	身近に県産材にふれられる機会を提供し、日常生活のなかでの木づかいの促進
	②	多様な主体との連携による木づかいの積極的な情報発信

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や課題を考慮し、計画期間の前半5年間（令和7年～11年）において、重点的に実施すべき4つのプロジェクトを施策横断的に取り組む。

①「新しい林業」推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の人工林の約8割が50年生を超えるなか、豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立や、カーボンニュートラルの実現に向けて、主伐・再造林の促進が必要 ■ 木材販売収益に対し再造林・保育等の経費が高いことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」の推進が必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
「新しい林業」に取り組む事業体数 34事業体	植栽密度や下刈り回数の低減、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムの導入、成長に優れた苗木の普及等による森林・林業経営のトータルコストの削減	1
	成長が早く花粉の少ない苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援	1、2
	ICT等の技術に精通する技能者の育成やスマート技術を活用した機器の導入促進を通じたスマート林業の現場実装の加速化	2
	木材生産の基盤となる森林作業道の開設への支援	2

②林業の担い手確保・育成プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業就業者数は40年前と比較して約4分の1にまで減少している一方で、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれることから、これらに対応できる林業の担い手の確保・育成が必要 ■ 生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）が減少傾向で推移するなか、他業種や外国人材等の多様な林業労働力を確保していくことが必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
多様な林業労働者数 300人	「みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進	2
	「みえ森林・林業アカデミー」における主に既就業者を対象とした林業人材の育成	2
	他業種・外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や受け入れ態勢の整備、林業事業者とのマッチングサポート	2
	幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実	3

③みえの木づかい推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材需要のさらなる拡大に向け、民間の非住宅建築物における木材利用の促進が必要 ■ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者への理解の促進を図ることが重要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計） 600t-CO2	建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成や、非住宅建築物の設計への支援	2
	中大規模木造建築・木質化によるCO2固定量の認証・登録制度の創設	2
	民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築	2
	木づかい宣言事業者や建築物木材利用促進協定の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信	4

④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和13年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に、県民や企業における森林づくりへの意識の醸成や、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、関係者との連携を強化することが必要 	
成果指標	事業展開の内容	基本方針
三重の森づくりネットワーク会員数 100団体	地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援	3
	森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出	3、4
	森づくり活動団体や企業・緑化団体・教育関係者・NPO等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を構築	4
	森林由来のJークレジットを購入する企業等への森林づくり活動機会の提供	4

三重の森林づくり基本計画（変更計画）骨子案に係る意見の中間案（案）への反映

森林審議会（5月16日）における主な意見への対応

番号	主な意見	中間案（案）への反映
1	主伐を進めていくにあたり、尾根部等においては天然更新等も検討する必要がある。	「第4 具体的な施策」の「基本施策 1-(1)の(2) 公益的機能を重視した森林づくり」において、以下のとおり記述。 人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が高くないと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。
2	森林施業を進めていくうえで、森林境界の明確化が非常に重要であることから、スマート技術も含めて具体的な対策を明記すべき。	「第4 具体的な施策」の「基本施策 1-(3)の(1) 市町等と連携した森林管理の推進」において、以下のとおり記述。 森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。
3	みえ森林・林業アカデミーにおいて育成した受講生のフォローアップもしていくべき。	「第4 具体的な施策」の「基本施策 2-(2)の(1) 林業の担い手の育成・確保」において、以下のとおり記述。 「みえ森林・林業アカデミー」の受講生への受講後のフォローアップ等を実施し、相互の情報交換や技術力の向上を図ります。
4	木材需要の拡大にあたっては、公共事業の建築物での木材利用だけでなく、民間の商業施設などの非住宅建築物における木材利用も促進していくべきではないか。	「第4 具体的な施策」の「基本施策 2-(3)の(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進」において、以下のとおり記述。 県産材の利用拡大を図るため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、県や市町が建築する公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。
5	中・大規模建築物だけでなく、小規模建築物の木造化に対する具体的な施策を示してもらいたい。	「第4 具体的な施策」の「基本施策 2-(3)の(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進」において、以下のとおり記述。 建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入により、都市部を中心に建築物等における木材利用の動きが活発化していることから、市町や事業者等と連携して、小規模施設を含む建築物の発注者に対する働きかけや支援等を進めます。

森林審議会（5月16日）における主な意見への対応

番号	主な意見	中間案（案）への反映
6	森林や木材への意識を醸成するためには、子どもたちからの森林教育が重要となることから、継続して実施してもらいたい。	<p>「第4 具体的な施策」の「基本施策 3-(2)の(3)森林教育に関わる「仕組みづくり」」において、以下のとおり記述。</p> <p>森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。</p>
7	学校現場は厳しい状況にあることから、学校における森林教育の実施にあたっては現場に負担がないような手法を検討してもらいたい。	<p>「第4 具体的な施策」の「基本施策 3-(2)の(3)森林教育に関わる「仕組みづくり」」において、以下のとおり記述。</p> <p>学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、学校の授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。</p>
8	全国植樹祭で重要な役割を果たす「みどりの少年隊」について、存続や運営が厳しい状況であることから、全国植樹祭に向けた気運を高めていくための体制づくりや支援をお願いしたい。	<p>「第4 具体的な施策」の「基本施策 4-(1)の(1)森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成」において、以下のとおり記述。</p> <p>次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動が継続して実施されるよう、みどりの少年隊の活動への支援などに取り組みます。</p>

県議会環境生活農林水産常任委員会における意見への対応

番号	月日	主な意見	中間案（案）への反映
1	5/23	林業として、素材生産（主伐・再造林）を拡大していくことが重要と考える。	<p>「第4具体的な施策」の「基本施策2-(1)の(2)多様な原木の安定供給体制の構築」において、以下のとおり記述。</p> <p>既存の木材需要に加え、新たな大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制を整備し、林業・木材産業の競争力の強化を図ります。</p> <p>また、「第4具体的な施策」の「基本施策2-(1)の(3)林業・木材産業の競争力強化とスマート化」において、以下のとおり記述。</p> <p>低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム、スマート林業の導入、施業の集約化を促進することにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換の実現につなげ、木材生産活動を活発化し、豊富な森林資源を活用した循環型林業の確立を目指します。</p>
2	5/23	林業の担い手が減少しているなか、担い手の確保・育成対策を進めていく必要があると考える。	<p>「第4具体的な施策」の「基本施策2-(2)の(1)林業の担い手の育成・確保」において、以下のとおり記述。</p> <p>林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や首都圏等の就業希望者に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。</p> <p>「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体とも連携しながら適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材の育成を図るとともに、他県の林業大学校や「公益社団法人みえ林業総合支援機構」等とも連携し、新規就業者の確保を図ります。</p> <p>また、「第4具体的な施策」の「基本施策2-(2)の(2)地域を担う多様な人づくり」において、以下のとおり記述。</p> <p>多様な林業労働力の確保に向けて、林業事業者間の連携や他産業との連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。</p>

県議会環境生活農林水産常任委員会における意見への対応

※の意見は、成果レポート（案）に関して発言のあったものですが、基本計画の改定にも関連すると考えられることから、中間案（案）に反映しています。

番号	月日	主な意見	中間案（案）への反映
3	6/20	森林の多面的機能の発揮に向けては、主伐・再造林以外の森林整備も重要であるとする。	<p>「第4 具体的な施策」の「基本施策 1-(1)の(2) 公益的機能を重視した森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <p>公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。</p>
4	6/20	※森林整備を進めていくうえで必要となる境界明確化への航空レーザー測量等のスマート技術を活用していくことが重要。	<p>「第4 具体的な施策」の「基本施策 1-(3)の(1) 市町等と連携した森林管理の推進」において、以下のとおり記述。</p> <p>森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザー測量等のスマート技術の活用を促進します。</p>

三重の森林づくり基本計画(変更計画)
(中間案)(案)

令和6年8月
三 重 県

目 次

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方	3
1 計画変更の趣旨	3
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	5
3 前基本計画の取組の成果と課題	9
4 基本計画の期間	16
〔基本計画編〕	
第1章 基本方針	17
1 条例の基本理念	17
2 基本方針と目標	18
第2章 基本施策	21
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	21
【基本方針2】林業の持続的発展	21
【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興	22
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	22
第3章 具体的な施策	23
【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり	23
【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり	24
【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化	25
【基本施策2－(1)】林業及び木材産業等の振興	26
【基本施策2－(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	28
【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進	30
【基本施策3－(1)】森林文化の振興	32
【基本施策3－(2)】森林教育の振興	33
【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	34
【基本施策4－(2)】木づかいの促進	34
第4章 計画の進行管理	35
1 数値目標による進行管理	35
2 年次報告及び公表	35
3 計画の見直し	35
〔重点プロジェクト編〕	
第5章 重点プロジェクト	36
①. 「新しい林業」推進プロジェクト	37
②. 林業の担い手確保・育成プロジェクト	38

③. みえの木づかい推進プロジェクト.....	39
④. みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト.....	40

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成 18(2006)年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。平成 24(2012)年 3 月には「みえ県民力ビジョン」の策定に合わせて基本計画 2012 に見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月には「みえ森と緑の県民税」の導入や「みえ森林・林業アカデミー」の開講、「三重県水源地域の保全に関する条例」の制定等の社会情勢の変化に対応するため、基本計画 2019 へと計画を見直し、災害に強い森林づくりや森林の適正な管理の推進、次代を担う林業人材の育成などに取り組んできました。

基本計画 2019 の策定から 5 年が経過する中、国においては、戦後に造成された人工林の約 6 割が 50 年生を超え、蓄積量が令和 4 年度末時点で約 56 億 m^3 となるなど、多くの人工林が利用期を迎え、この充実した森林資源を活用していく段階となっています。こうしたことから、令和 3(2021)年 6 月に、新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進することにより、2050 年カーボンニュートラルを見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を図ることとされました。

さらに、令和 5(2023)年 5 月には、多くの国民が悩まされている花粉症の解決に向けて、「花粉症対策の全体像」がまとめられ、スギ花粉の発生源となるスギ人工林を令和 15(2033)年度までに約 2 割減少させることを目標に、伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大等の対策を総合的に推進していくこととされました。

一方、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることから、森林資源の循環利用と林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向け、林業のスマート化や低コスト造林の推進、林業人材の確保・育成などの対策を進め、主伐・再造林を加速化していくことが求められています。

また、国が平成 31 年(2019)年度に導入した「森林環境譲与税」を活用して森林経営管理制度に基づく森林整備等の取組が市町によって進められているほか、令和 6(2024)年度から「みえ森と緑の県民税」の第 3 期制度をスタートさせ、両税それぞれの用途や目的を棲み分け、両税を有効活用した三重の森林づくりを市町と連携して一層進めていくこととしています。

令和 3(2021)年 2 月には、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会として、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献する、全国植樹祭を令和 13(2031)年に招致することを県議会において表明しました。

さらに、これまで取り組んできた森林環境教育や木育をより一層推進するため、令和 2(2020)年 10 月に「みえ森林教育ビジョン」を策定したほか、建築物をはじめ、日常生活や事業活動におけるさまざまな場面での積極的な木材利用を進めていくことを目的に、令和 3(2021)年 4 月

に「三重の木づかい条例」を施行し、同条例に基づき、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定しました。

令和3(2021)年3月には、森林資源と木材需要、森林環境教育・木育をめぐる状況の変化に加え、森林経営管理制度の創設により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大したことから、「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに市町と協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画」を変更するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定

国では、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画について、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年ごとに変更することとしています。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい「森林・林業基本計画」では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとし、①森林資源の適正な管理・利用、②伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、③木材産業の競争力の強化、④都市等における「第2の森林」づくり、⑤新たな山村価値の創造、の5つを柱として施策に取り組むこととされました。

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き

深刻化する地球温暖化問題については国際的な対応が求められ、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組であるパリ協定が発効される中、気候変動による影響が各方面で現れていることから、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、令和2(2020)年12月に、国はグリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

森林・林業・木材産業分野においては、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を目指すこととしています。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、成長に優れたエリートツリー等による再造林等により成長の旺盛な若い森林を早期かつ確実に造成していくことなどの取組を推進していくことが重要となっています。

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入

国においては、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」を創設しました。

この「森林環境譲与税」については、令和元(2019)年から全国の都道府県及び市町村に譲与されており、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に活用されています。

また、「森林環境譲与税」の財源として、令和6(2024)年度からは「森林環境税」の課税が開始されていることから、県および市町における「森林環境譲与税」を活用した森林整備や林業人材の育成等の取組に対する県民の注目が集まっています。

(4) 森林経営管理制度の運用開始

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを可能とする「森林経営管理制度」が創設され、令和元(2019)年度から運用されています。

この「森林経営管理制度」は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきた一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用されるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。

(5) みえ森林教育ビジョンの策定

私たちの暮らしにおいて木材が使われる機会が減少する中で、本県の森林は、人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず十分に活用されず、森林を整備・更新することが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化の進展、気候変動等により、これまで当たり前とできてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされてきており、SDGsの達成や脱炭素社会の実現などに向けて、あらためて、森林や木材と私たちの関係を見つめ直す時期に来ていたことから、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくことを目的に、「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定しました。

「みえ森林教育ビジョン」において、①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育、②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育、の3つの基本的考え方を設定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や、森林をフィールドとした体験活動の機会の拡大等を進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出が控えられたため、森林や自然を体験できる機会が減少していました。しかし、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、県民が森林や自然とふれあえるフィールドとなる自然公園施設等における自然体験のニーズが回復しつつあることから、引き続き、みえ森林教育ビジョンに基づく取組を進めていく必要があります。

(6) 三重の木づかい条例の制定

木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するほか、県民の皆さんの健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与します。

しかし、生活様式の変化等により木材利用は減少傾向にあるとともに、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻なものとなっていることから、県を挙げて木材利用の推進を図るため、令和3(2021)年4月に「三重の木づかい条例」を施行し、県、市町が整備する公共建築物等における木材の利用や、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れるなど、県を挙げて木材利用の推進することとしました。

また、県民一人ひとりが木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、同条例に基づいて「みえ木材利用方針」を令和3(2021)年10月に策定し、原則、県の整備する公共建築物は木造・木質化するなど、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進しています。

(7) 三重の森林づくり条例の改正

平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」が制定されて以降、森林経営管理制度の創設により、森林・林業行政における市町の役割が拡大し、県と市町が緊密に連携して森林づくりを進めていくことが重要になるとともに、「みえ森林教育ビジョン」の制定、森林資源の本格的な利用期の到来や木材需要の多様化など、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの森林・林業をめぐる情勢の変化をふまえて、令和 3 (2021)年 3 月に「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに県と市町とが協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

(8) みえ森と緑の県民税の見直し

県では、平成 26(2014)年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、県と市町が役割分担して「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいます。

平成 30(2018)年度に「みえ森と緑の県民税」の見直しを行い、令和元(2019)年度から第 2 期制度をスタートしましたが、令和 5 (2023)年度末で 5 年が経過することから、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、見直しを行いました。

その結果、依然として台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、「災害に強い森林づくり」の必要性が高い状況が続いていること、また、「県民全体で森林を支える社会づくり」には、森林教育等の取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であることから、第 3 期制度として、引き続き取り組むこととしました。

また、国の森林環境譲与税との関係については、使途や目的を棲み分け、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、両税を有効活用した三重の森林づくりを進めています。

(9) 花粉発生源対策の推進

国では、多くの国民を悩ませている花粉症問題の解決に向けて、令和 5 (2023)年 10 月 11 日の関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」で想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」としてとりまとめました。

このパッケージにおける花粉発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採面積を現行の約 5 万 ha/年から 10 年後には約 7 万 ha/年まで増加させるため、重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることが示されました。

県においても、国が定めた方針に基づき、重点区域を設定し、花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉発生源対策を推進していくこととしています。

(10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が、森林所有者の森林経営意欲をさらに後退させています。

一方で、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超えており、森林資源が充実している状況となっています。

多くの県民から期待されている温室効果ガスの吸収源としての機能を高めるとともに、林業の成長産業化を図り、持続可能な林業の確立や大型需要者へ県産材を安定的に供給していくため、林業のスマート化による生産性の向上のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や成長・材出の優れた苗木の植栽等による低コスト造林を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進していく必要があります。

(11) 林業人材の確保・育成

本県の林業就業者数は、令和2(2020)年の国勢調査では930人と、40年前に比べて約4分の1に減少しており、長期的に減少傾向となっています。

今後、森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の加速化や、森林環境譲与税を活用した林業経営に適さない森林における森林整備の増加が見込まれる中、森林を適正に管理し、林業を持続的に発展させていくためには、林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このため、「みえ森林・林業アカデミー」における主に既就業者を対象として、次代を担う林業人材を育成するほか、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

また、国においては、国際的な人材確保に向けて、「特定技能制度」1号に林業の職種が追加されるなど、新たな労働力の確保への期待が高まっていることから、外国人材を含めた多様な労働力を確保していくための労働環境や受け入れ態勢の整備を進めていく必要があります。

(12) 全国植樹祭の招致の表明

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心かつ全国的な行事として、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県との共催によって毎年開催されており、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等が行われています。

本県では、昭和55(1980)年の「三重県民の森」における第31回全国植樹祭以降は開催されていませんでしたが、令和2(2020)年12月21日の三重県議会において「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決され、令和3(2021)年2月17日には知事が、県議会において「紀伊半島大水害から20年の節目となる令和13年に招致する」ことを表明しました。

全国植樹祭を本県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

(13) 木材需給を巡る状況の変化

国においては今後も少子高齢化による人口減少が進むと推計されており、新設住宅着工戸数の減少傾向も継続する見込みです。こうしたなか、建築物分野での木材需要の拡大には、これまで木造化が進んでいなかった中高層建築物、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造・木質化を進め、新たな木材需要を創出していくことが重要となっています。

こうした中、県においては、「三重の木づかい条例」に基づく「みえ木材利用方針」を策定し、県産材利用の促進に取り組んでいるほか、市町においても「木材利用方針」の策定や「森林環境譲与税」を活用した木材利用の取組が進められており、公共建築物を中心に、積極的な県産材利用の動きが広がってきています。

また、木材価格については、昭和55(1980)年にピークを迎えたあと、2000年代にかけて木材需要の低迷や輸入材との競合により下落し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和3(2021)年に米国における木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、全国的な木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが発生し、本県においても大きな影響がみられました。令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけては、ウッドショックの収束により、木材価格は下落傾向にあります。ウッドショック前と比較すると高値の水準となっています。

こうした海外の情勢による木材需給のひっ迫が発生したことにより輸入材のリスクが顕在化したことを受け、国産材への転換の動きが進んでいることから、県ではこの動きに対応して、原木や製品をこれまで以上に安定供給できる体制の構築を目指し、サプライチェーンを強化していくことが必要です。

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
公益的機能増進森林整備面積（累計）	ha	10,900	9,783
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	地区	2,259	2,268
新植地の被害率（獣害）	%	-	3.1
森林境界明確化面積（累計）	ha	38,000	34,156

- 平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度までに、県及び市町の公的主体による公益的機能の発揮をめざした間伐等の森林整備を進め、環境林を中心に 9,783ha の森林において森林整備を実施しました。
- 山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、令和 5(2023)年度末時点で累計 2,268 地区の山地災害危険地区で事業に着手しています。また、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 増加するニホンジカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、「みえ森と緑の県民税」を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化するとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための効率的な捕獲方法の研究などを進めました。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、令和 5(2023)年度末時点で累計 34,156ha の森林で境界明確化が実施されました。
- みえ森と緑の県民税を活用し、150 箇所、608ha の森林において流木となるおそれのある危険木の除去や溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための災害緩衝林を整備しました。また、災害緩衝林の周辺等における流域全体の防災機能を強化する森林整備が、13 市町の 1,652ha の森林において実施されたほか、令和 2(2020)年度からは台風時等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採が進められ、11 市町で約 1 万 3 千本の危険木が伐採されました。
- 令和元(2019)年度から全国の市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、令和 5(2023)年度末時点で、22 市町において森林経営管理法に基づく意向調査などの取組が進められており、林業経営に適さない森林を中心に 3,014ha の間伐等の森林整備が実施されました。県では、市町の取組が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」に市町への専門的・技術的な助言が可能なアドバイザーを配置するなど、市町の支援に取り組みました。
- 荒廃した溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、集中豪雨等により下流へ流出することを防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、13 箇所において、18,787 m³ の土砂及び 149 m³ の流木の搬出・除去を実施しました。

(課題)

- 公益的機能増進森林整備面積については、令和5(2023)年度末時点の累計は9,783haとなり、目標は達成できませんでした。市町においては、令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、手入れ不足の森林の整備が進められ、単年度での森林整備面積は年々増加してきていますが、所有者の世代交代に伴い境界が不明確になっている森林が増加していることや、市町の林業職員の不足などから、森林整備の着手が遅れていることが大きな要因となっています。

市町における森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向けては、引き続き、市町の課題に応じた人的・技術的な支援に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備や流域全体での防災機能強化などの既存事業と併せて、計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設等の整備への支援などの対策の結果、5%程度で推移しており、平成29(2017)年度の被害率20%と比較すると大幅に低下していますが、依然として被害は発生しています。獣害による再造林意欲の低下を起因とした再造林放棄地や更新不良地の増加を防ぐため、引き続き、効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等による災害発生の危険性がある山地災害危険地区において、重点的に治山ダム等の施設を設置し、県民の安全・安心の確保につなげていますが、令和5(2023)年度末時点で山地災害危険地区の判定箇所は合計で4,192地区あることから、引き続き、治山事業等による施設整備を進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代などにより境界が不明確な森林が増加し、所有者の特定等が困難になってきていますが、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備を促進するためには、森林境界の明確化をより一層進めていくことが重要です。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、人工林の伐採・植替えを促進することで森林の若返りを図り、森林のCO₂吸収機能を高めていく必要があります。また、持続的に森林の多面的機能を発揮させていくためには、伐採後の確実な更新を進めていくことが特に重要となります。さらに、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度等の活用の促進により新たな収益を獲得し、間伐等の適正な森林整備を拡大していく必要があります。
- 令和元(2019)年10月台風による宮城県等の東日本での土砂災害や令和2(2020)年7月豪雨による九州地方での土砂災害、令和6(2024)年1月1日に発生した石川県能登半島地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による「災害に強い森林づくり」を進めていく必要があります。
- 国民の約4割が罹患しているといわれている花粉症対策の一環として、花粉の発生源となっているスギ・ヒノキ林において花粉の少ない苗木への植替えを促進し、花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換していく必要があります。

【基本方針2 林業の持続的発展】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
県産材素材生産量	千m ³	415	452
林業人材育成人数(累計)	人	320	303
製材・合板需要の県産材率	%	50.0	56.4

- 間伐や路網整備への支援に取り組むとともに、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は令和5(2023)年度に45万2千m³となり、計画開始時と比べ、1.3倍に増大しました。
- 平成31(2019)年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材の育成として、主に既就業者を対象としたディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースや市町職員講座等を開催し、令和5(2023)年度末時点で、累計303人の育成を行いました。
- 県内の製材工場等において取り扱う原木を外国産材・県外産材から県産材へ転換していくため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点で製材・合板需要の県産材率は56.4%となりました。
- 令和3(2021)年4月に施行した「三重の木づかい条例」に基づき、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定し、県の整備する公共建築物の木造・木質化や公共土木工事での県産材の積極的な利用を推進した結果、令和5(2023)年度までに県の78施設の公共施設の木造・木質化が進んだほか、治山ダムやガードレールに県産材を活用するなど、県産材需要の拡大につながりました。
- 県産材の需要拡大に向け、建築物分野では、中大規模建築物や非住宅等の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援に取り組むとともに、建築物以外での生活のさまざまな場面においても木材が利用されるよう、県産材を活用した魅力的な建築物のコンクールや、日常生活において使用する県産木製品に関するコンテストを通じた県産材のPR等に取り組み、令和5(2023)年度末時点での県産材の需要量は21万9千m³となりました。
- 林業・木材産業のスマート化の実現に向け、令和5(2023)年度末時点で2,864km³の航空レーザ測量を実施して、森林資源情報を整備したほか、林業事業者へのスマート技術を活用した機器の導入を支援しました。また、令和4(2022)年9月には、産官学民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」を設置し、スマート技術に関する先進事例の情報収集や発信、研修会の開催、現場実装に関する調査・検証などを行い、スマート林業の実現に向けて、林業関係者間で広く普及しました。
- 林業の担い手の確保については、首都圏等での就業相談会への出展のほか、林業体験ツアーや県内高校生を対象とした就業相談会の開催等に取り組み、毎年30名程度の新規就業者を確保しています。また、新規就業者の確保対策、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業事業者の育成強化など、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施するこ

- とを目的に令和3(2021)年8月に設立された「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築しました。
- 林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和5(2023)年度末時点で、林業と福祉をつなぐコーディネーターを8人育成するとともに、コーディネーターの活動への支援を行い、16件の林福連携の取組につなげ、新たな担い手の確保や障がい者の活躍の場を創出しました。

(課題)

- 県内の人工林の約8割が50年生を超え、森林資源が利用期を迎えていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高くなって採算性が悪化しています。このため、これまで進めてきた施業集約化や路網整備などの取組に加え、ICT等のスマート技術の導入の促進や低コスト造林を推進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図って、持続可能な循環型林業を確立していく必要があります。
- 平成30(2018)年度の県内における大型合板工場や複数の木質バイオマス発電施設の立地により、B・C材の需要が増大していますが、需要量に対して供給量が不足しています。また、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰により、外国産材の代替として県産材の需要も高まっていることから、川下の需要の増加やニーズの多様化にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者が連携して原木を安定供給できるサプライチェーンを構築し、木材流通の効率化を図る必要があります。さらに、持続的な林業経営に向け、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材の一番価値の高い部分であるA材の需要の拡大も必要となります。
- みえ森林・林業アカデミーの基本コースについては、毎年定員(25名)を上回る応募があるものの、主に既就業者を対象としていることにより受講生の業務上や家庭の都合で受講を途中辞退する者が生じています。今後は、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズ等の把握や、カリキュラムのブラッシュアップに努めるとともに、令和5(2024)年4月に供用を開始した「みえ森林・林業アカデミー棟」の充実した教育環境を十分に活用し、林業人材の育成を進めていく必要があります。
- 少子高齢化による人口減少等の影響により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されていることをふまえ、県産材の需要を拡大していくためには、住宅に使用される県産材の割合を高めていくとともに、木材の使用割合が低位に留まっている非住宅建築物での木材利用を拡大していく必要があります。また、建築物だけでなく、県民の日常生活や事業活動の幅広い場面においても、県産材利用を促進していくことも必要です。
- 意欲と能力のある林業事業体において効率的な木材生産活動が行われるよう、林業経営の成り立つ森林においては、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく施業の集約化をさらに促進する必要があります。
- 林業現場は厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業の省力化・効率化が大きな課題となっていることから、効率的な路網整備や高性能林業機械の導入のほか、ICT等の技術を活用したスマート林業の現場実装を加速化していく必要があります。
- 林業就業者数が減少しているなかで、持続可能な循環型林業の確立に向けた主伐・再造林を促進していくためには、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。また、少子高齢化による人口減少もふまえ、他業種からの林業への参入や外国人等の多様な人材の活用も促進していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,549	1,360
森林環境教育支援市町数	市町	23	20
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	200	204

- 森林文化・自然体験施設等の利用者を増加させるため、三重県民の森や三重県上野森林公園での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組んだ結果、令和5(2023)年度における利用者数は136万人となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増えたことにより、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加しましたが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者が大幅に減少しました。
- 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前授業の実施による支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、令和5(2023)年度は20市町となりました。
- 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、「みえ森づくりサポートセンター」で指導者養成講座を開催し、森林教育の指導者の養成に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点では、204人となりました。
- これまで取り組んできた森林環境教育・木育を発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、森林や木・木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定し、その実現に向け、「みえ森林教育シンポジウム」の開催や小学校における森林教育に活用される「みえ森林ワークブック」を作成し、森林教育の裾野の拡大に取り組みました。
- 木製の玩具や森林に関する絵本などが常設され、気軽に森林や木・木材の魅力にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援を行い、令和5(2023)年度末時点で累計29施設の施設を認定しました。また、令和3(2021)年度には「三重県民の森」の自然学習展示館の改修を行い、森林教育の実践フィールドや、森林教育指導者の活躍の場として活用し、令和5(2023)年度末までに累計で約2万2千人に利用されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、市町においてみえ森と緑の県民税を活用した里山整備等に取り組む活動団体への支援が実施されており、地域住民や団体等による自主的な保全活動が促進されています。
- 森林文化の振興については、みえの森フォトコンテストの開催やその入賞作品の展示により森林文化の魅力の発信を行うとともに、三重県が誇る自然景観等の地域資源を活用した自然体験ツアーの開催により森林文化を体験する機会を提供しました。

(課題)

- 山村地域における過疎化の進行や生活様式の変化に伴う人と里山との関りの減少、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自然体験機会の喪失等により、人と森林・自然との関係

が希薄化しています。このため、森林文化や森林教育の振興に向けては、市町・活動団体等のさまざまな主体と連携し、継続的に身近な自然とのふれあいの場となる里山等を整備するとともに、自然体験イベントを開催するなど、森林や自然環境の大切さを学べる環境を充実させていく必要があります。

- 「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及、大人や企業を対象とした森林教育の拡充、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築などの取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムを充実させるなど、学校教育や保育現場において森林教育に取り組みやすい環境づくりを行っていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】 (前計画の取組の成果)

【主な指標】			
指 標	単 位	R5 (2023) 目標値	R5 (2023年) 実績値
森林づくり活動への参加団体数	団体	119	119
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計)	者	40	43
三重の森林づくりへの関心度	%	40.0	46.6 ※

※ 令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度以降は傾向を把握するための参考数値となります。

- 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を促すため、地域で実施される森林づくり活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、活動に必要な基礎知識や技術に関する講座の開催や資機材の貸し出しなど、森林づくり活動団体への支援を行ったほか、森林づくり活動に取り組もうとする企業と活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、令和5(2023)年度の「森林づくり活動への参加団体数」は119団体となりました。
- 県民全体での木づかいを促進するため、観光業界や飲食店等へ働きかけるなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、令和5(2023)年度末時点で「新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数」は43者となりました。
- 県民の皆さんの森林や緑を大切に思う意識を醸成するため、県民参加の植樹祭や森の学校を開催するとともに、「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携し、児童・生徒を対象とした「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」の開催等に取り組んだ結果、令和5(2023)年度の「三重の森林づくりへの関心度」は46.6%となりました。
- 企業の森については、SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、令和6(2024)年3月現在で30箇所157haの森林において企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林の恩恵は広く県民が享受しているものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識を深めていくため、森林や木づかいに関するイベントの開催や情報発信に取り組み、森林づくりや木づかいの取組を拡大していく必要があります。
- 森林づくりに取り組む県民・企業・団体等のさらなる拡大に向け、引き続き、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案などに取り組む必要があります。
- 令和 13(2031)年の招致を表明している全国植樹祭は、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- 森林づくりに取り組むNPO、企業、教育機関、行政等によるネットワークを構築し、それぞれの交流や情報交換等を通じ、県民の森林づくりへの意識を醸成していく必要があります。
- 「三重の木づかい条例」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、気軽にできる木づかいとして、生活の中で利用機会の多い「身のまわりの生活用品」における木材利用の推進に取り組む必要があります。

4 基本計画の期間

平成 31(2019)年 4 月に策定した基本計画では、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化のスピードが速まっていることや、概ね 5 年を目安として基本計画の見直しを行っていることをふまえ、条例で掲げている「100 年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」をめざしていくための中長期的な目標設定として、計画策定時から 10 年先を目標年次として施策を展開しました。

今回の基本計画においても、社会情勢の変化やこれまでの基本計画の見直し時期を考慮し、目標年次を令和 7 (2025)年度から 10 年後の令和 16 (2034)年度とし、その実現に向けて必要な施策を示すこととします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- 基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- 基本方針2 林業の持続的発展
- 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興
- 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間で実現を目指す目標は、それぞれの次のとおりです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【主な指標】

指標	単位	現状R5(2024)	R16(2034)
公益的機能増進森林整備面積※1	ha(累計)	2,265 (参考：R5単年) ※5	22,900
再造林面積※2	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数※3	地区(累計)	20 (参考：R5単年) ※5	200
森林境界明確化面積※4	ha(累計)	34,156	63,600

※1 公益的機能増進森林整備面積とは、公益的機能の発揮をめざして、環境林を中心に公的主体（県・市町）によって進める間伐等森林整備の面積をいいます。

※2 再造林面積とは、主伐などで伐採された人工林において、植栽を行った面積をいいます。

※3 山地災害危険地区整備着手地区数とは、山地災害危険地区において治山ダム等の整備に着手した地区数をいいます。なお、山地災害危険地区とは、林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きい地区を県が判定したものです。

※4 森林境界明確化面積とは、森林整備を進めるにあたり、現地立ち合いや測量等によって所有者情報を整備した森林の面積をいいます。

※5 目標値が10年間の累計値の指標のうち、現状欄に「参考：R5単年」と記載のある値については、目標値がR6からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。

基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5(2024)	R16(2034)
県産材素材生産量※1	千m ³	452	612
製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量※2	千m ³	172	282
森林経営計画等の面積※3	ha	45,275	69,290
林業人材育成人数※4	人(累計)	303	1,085

※1 県産材素材生産量とは、県内の森林から生産される原木の量（体積）をいいます。

※2 製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量とは、県内の製材工場および合板工場において取り扱った県内産の原木の量をいいます。

※3 森林経営計画等の面積とは、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく森林経営管理権集積計画を策定し、効率的な森林整備の実施に向け、施業集約化を行った面積をいいます。

※4 林業人材育成人数とは、みえ森林・林業アカデミーなどにおいて研修を修了または受講した人の数をいいます。

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5(2024)	R16(2034)
森林文化・自然体験施設等の利用者数※1	千人(累計)	1,208	1,401
森林教育に取り組む小学校数※2	校	128	173

※1 森林文化・自然体験施設等の利用者数とは、森林公園や長距離自然歩道等の利用を通じて、森林や自然と触れ合った人の数をいいます。

※2 森林教育に取り組む小学校数とは、森林教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」や「みえ森林ワークブック」などを活用して森林教育に取り組む小学校の数をいいます。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画の推進を図ります。

【主な指標】

指標	単位	現状R5(2024)	R16(2034)
三重の森づくり運動参加者数※1	人	14,671 (参考：R5単年) ※3	19,000
木づかい宣言事業者数※2	者	43	120

※1 三重の森づくり運動参加者数とは、企業の森や県民参加の植樹祭等の森林づくり活動のほか、ポスターコンクールや森林フェスタなどの森林づくりへの意識を醸成するイベント等への延べ参加者数をいいます。

※2 木づかい宣言事業者数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者等の数をいいます。

※3 目標値が10年間の累計値の指標のうち、現状欄に「参考：R5単年」と記載のある値については、目標値がR6からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1-（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林を推進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様な森林

1-（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病害虫対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1-（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。

【基本方針2】林業の持続的発展

2-（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた主伐・再造林を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム等の導入による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2-（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高

いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた林業への他業種企業の新規参入や外国人材の活用による多様な労働力の確保を進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」をとおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、合板・製材における県産材利用を進めるほか、県産材の信頼性の向上、木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築などを進めます。

【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興

3－（1）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（2）森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進

4－（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

4－（2）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

第3章 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり

(1) 持続可能な森林づくり

- ・「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするため、植栽密度や下刈り回数の低減のほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムや成長に優れた苗木等を普及して造林の低コスト化を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂吸収機能をはじめとする公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、主伐および主伐後の再生林を促進し、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。
- ・林地生産力が高く林道からの距離が近いなど、効率的な施業が可能な森林について、再生林等による森林の確実な更新を進めるため、特に植栽による更新に適した区域に設定するなど、より効果的に再生林の実施を促し、造林未済地の解消と予防を図ります。
- ・主伐後の再生林を確実に実施し、成長が旺盛で花粉の少ない森林への転換に資するため、成長に優れた花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。
- ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。
- ・森林が持つCO₂吸収機能について新たな経済的価値を創出するJ-クレジット制度について、効果的・効率的なJ-クレジット創出手法を普及・啓発し、さらなる森林整備の拡大につなげます。

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

- ・公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が低いと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。

(3) 多様な森林づくり

- ・木質バイオマス燃料に活用可能な早生樹や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的やニーズに応じた多様な生産林の整備を進めます。
- ・地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。
- ・花粉発生源対策をより一層加速化し、スギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、効率的かつ着実な供給に努め、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木等への植替えを促進します。

【基本施策 1－（2）】 県民の命と暮らしを守る森林づくり

（1） 災害に強い森林づくりの推進

- ・ 山地災害の復旧、山地災害危険地区対策による山地災害の未然防止など、県民生活の安全を確保するため、保安林機能を向上させるための森林整備等を行うとともに、治山施設の整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。
- ・ 山地災害危険地区の再点検を行うとともに、既存施設の機能強化を含めた治山施設の計画的な維持管理・更新等、長寿命化対策を推進します。
- ・ 航空レーザ測量等により流木発生リスクが高い箇所を把握し、効果的に流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去、流域全体の防災機能を強化する森林整備等を実施し、災害に強い森林づくりを着実に進めます。

（2） 森林の保全と保安林制度の推進

- ・ 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めます。
- ・ 水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。
- ・ 三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引等の事前届出制度の的確な運用を図るとともに、市町および森林所有者等と連携し、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

（3） 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

- ・ 「保全すべき松林」の被害拡大を防止するため、松くい虫防除を実施する市町に対し、効果的な防除が実施されるよう指導および情報提供等の支援を行い、市町等における防除対策を促進します。
- ・ カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法などの情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導および情報提供を行います。
- ・ 林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

（4） 野生鳥獣による被害の低減

- ・ ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合などとの連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めます。
- ・ 森林の更新を阻害しているニホンジカの生息密度を低減させるため、効果的・効率的な捕獲技術の普及・啓発を進めます。

【基本施策 1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化

（1）市町等と連携した森林管理の推進

- ・ 県内4流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画、および市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。
- ・ 国有林や隣接府県との情報共有・連携を図り、適正な森林管理を進めます。
- ・ 市町において、手入りが不足した森林を中心に、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに対応した人的・技術的な支援を通じ、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。
- ・ 適正な伐採と伐採後の更新が行われるよう、伐採箇所の巡視や造林の実施状況の的確な把握など、伐採及び伐採後の造林届出制度の的確な運用を図るとともに、衛星画像等の活用により伐採箇所を効率的に把握し、市町への情報提供に努めます。
- ・ 森林法に基づく新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の的確な運用や、関係行政機関の連携による情報の共有等を進め、森林所有者情報が整備されている林地台帳の精度の向上を図ります。
- ・ 森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。

（2）森林資源データの整備と情報提供

- ・ 森林組合等が実施する森林境界の明確化等の成果を森林GISに的確に反映し、森林情報の精度の向上を図ります。
- ・ 森林GIS等で管理するさまざまな情報について、インターネットを介して市町、林業事業者、森林所有者等と双方向で情報の共有・更新ができるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。
- ・ 人工衛星や航空レーザ測量等のリモートセンシングの技術を活用し、精度の高い森林資源情報等の効果的かつ的確な把握に努めます。

（3）森林の公有林化等による公的管理

- ・ 特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置し、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の実施など、公的な管理を促進します。
- ・ 県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所については計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

- ・ 森林整備による、土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【基本施策 2 - (1)】 林業及び木材産業等の振興

(1) 森林施業の集約化の促進

- ・ 森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけにより施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。また、「森林経営管理制度」に基づき集積した森林の経営管理について、意欲と能力のある林業事業体への再委託等を促進します。
- ・ 森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。
- ・ 森林所有者から森林組合や認定林業事業体等への森林管理の長期施業委託を促進します。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

- ・ 製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。
- ・ 中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。
- ・ 既存の木材需要に加え、新たな大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制を整備し、林業・木材産業の競争力の強化を図ります。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

- ・ 素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道などの路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。
- ・ 造林の省力化や低コスト化を図る観点から、伐採と造林の一貫作業システムの導入を促進するとともに、成長に優れた品種の種苗や植栽適期が長いコンテナ苗の生産体制の整備を進めます。
- ・ 品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品や、少量・多品種などのニーズに応じた木材製品を供給するため、サプライチェーンの構築を進めるほか、ICTを活用した効率的な木材加工・流通体制の整備を促進します。
- ・ 航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、林業現場におけるドローンやICT等の新たな技術の導入を促進し、林業のスマート化を加速化します。
- ・ 低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム、スマート林業の導入、施業の集約化を促進することにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換の実現につなげ、木材生産活動を活発化し、豊富な森林資源を活用した循環型林業の確立を目指します。

(4) 多様な収入源の創出

- ・ 健康・観光・教育などさまざまな分野へ広がっている森林空間の活用への新しいニーズをふまえ、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせ、中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。
- ・ 森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した、新商品の開発等を促進します。
- ・ J-クレジットの効果的・効率的な創出手法の普及・啓発により、J-クレジット認証取得の取組を拡大するとともに、民間企業のカーボンオフセットの取組における森林由来のJ-クレジットの活用を促進し、森林整備のための新たな収入源の創出につなげます。

(5) 特用林産の振興

- ・安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。
- ・きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。
- ・空調のための消費電力が少ない高温発生型のきのこや、抗腫瘍効果等の機能性が高いと考えられる新たな食用きのこの人工栽培技術を開発し、生産者に普及します。
- ・菌床きのこ栽培施設やほだ場などの生産基盤の整備に対する支援や、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良などに取り組みます。
- ・特用林産物の需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品の開発や販売を促進します。

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

- ・育林コストを低減させるため、スギコンテナ大苗等を利用した育林技術の確立や、低コストで実施できる獣害防護柵の設置手法の検証に取り組みます。
- ・安全で効率的な木材生産を行うための作業システムや、ドローンやICT等の新たな技術を取り入れた林業の効率化に関する研究開発に取り組みます。

【基本施策 2 - (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

(1) 林業の担い手の育成・確保

- ・ 林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や首都圏等の就業希望者に対して林業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。
- ・ 林業は他の産業に比べ労働災害の発生率が高いことから、労働災害防止に向けた取組や職場環境の改善などを促し、労働災害の削減を図ります。
- ・ 素材生産量の増大に向けて生産性の向上を図るため、急峻な地形に対応した架線集材に関する技術・知識や高性能林業機械の操作・メンテナンス等の高い技術を持った人材の育成を図ります。
- ・ 森林所有者へ施業提案を行い、地域において施業の集約化を担う森林施業プランナーの技術力向上を図ります。
- ・ 将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。
- ・ 「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体とも連携しながら適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材の育成を図るとともに、他府県の林業大学校や「公益社団法人みえ林業総合支援機構」等とも連携し、新規就業者の確保を図ります。
- ・ 「森林経営管理制度」の導入など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、「みえ森林・林業アカデミー」において市町職員の人材育成を支援します。
- ・ 「みえ森林・林業アカデミー」受講生への受講後のフォローアップ等を実施し、相互の情報交換や技術力の向上を図ります。
- ・ 「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、キャリアに応じた人材育成と活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めます。
- ・ 森林の整備・保全と林業の活性化を図るため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施できる森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員の育成を図ります。

(2) 地域を担う多様な人づくり

- ・ 林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進など、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。
- ・ 林業の活性化や中山間地域の振興を図るため、中山間地域の資源を生かした新たな森林ビジネスの展開等ができる先進的で経営センスのあふれる人材の育成を図ります。
- ・ 小規模な森林所有者などの自主的な森林整備や素材生産活動を促進するため、市町等と連携して、地域経済の活性化にも資する木の駅プロジェクト等の地域における活動を促進し、自伐型林業の活性化を図ります。
- ・ 障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、林業と福祉をつなぐコーディネーターの活動への支援等を通じ、苗木生産や木工分野等における福祉事業所との連携の促進を図ります。
- ・ 多様な林業労働力の確保に向けて、他産業との連携や林業事業体間の連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。
- ・ 将来の中山間地域の担い手となる子どもたちへの山村への理解・関心を深めるため、幼少期からの森林教育を推進します。

(3) 林業事業体の育成と経営力の向上

- ・ 地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。
- ・ 森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【基本施策 2－(3)】 県産材の利用の促進

(1) 県産材の需要の拡大

- ・ 県産材は全国でも見た目や香りにおいて高い評価を得ていることから、内装材等として県産無垢材の表面品質の高さをアピールできる製品の販路拡大に取り組みます。
- ・ 尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。
- ・ 木材の輸出を促進するため、アジア圏におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。
- ・ 県内合板工場から生産される合板をはじめとする県産材の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用などを推進します。
- ・ 生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる生産体制の整備を進めます。
- ・ 再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益が相対的に大きい製材・合板向けのA材およびB材の需要拡大に取り組みます。
- ・ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者等の理解を促進し、建築物における県産材利用の拡大を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

- ・ 木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。
- ・ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の改正等をふまえ、県産材の合法性がより一層確保されるよう、関係事業者への情報発信を進めます。
- ・ 県産材の強みを生かした単価の高い地域材製品の生産や細かなニーズへの柔軟な対応を通じて、競争力の強化を図ります。
- ・ 製材工場間の連携を図りつつ、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から県産材への転換に向けた取組を促進します。
- ・ 小規模・分散的な原木供給の体制から、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めつつ、地域の核となる者が取りまとめ、原木を安定的に供給できる体制への転換を促します。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

- ・ 県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士、等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。
- ・ 今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。
- ・ 住宅メーカー等と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材のもつ魅力の情報発信を推進します。

(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進

- ・ 県産材の利用拡大を図るため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、県や市町が建築する公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。
- ・ 中大規模建築物や非住宅建築物において、木造・木質化の相談や積極的な県産材利用の提案ができる、技術力を持った建築士の養成を進めます。
- ・ 建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入により、都市部を中心に建築物等における木材利用

の動きが活発化していることから、市町や事業者等と連携して、小規模施設を含む建築物の発注者に対する働きかけや支援等に取り組みます。

- ・増加が見込まれる中大規模建築物における木材利用に対し、材料が安定的に供給できるよう、材工分離発注等の材料調達に配慮した手法の普及や、地域における木材供給ネットワークの構築を進めます。
- ・中大規模木造建築物の建築主と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材のもつ魅力の情報発信を推進します。

(5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進

- ・県内における木質バイオマス発電や熱利用など、エネルギー利用に必要となるC材の安定供給体制の構築を進めます。
- ・森林資源のカスケード利用を進めるため、全木集材などの効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進めます。また、地域における自伐林家の活動を通じた木質バイオマスの地産地消の取組を促進します。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- ・県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。
- ・県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【基本施策 3－（1）】森林文化の振興

（1）森林の文化的価値の保全および活用

- ・世界遺産や日本農業遺産の制度を活用し、県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。
- ・森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。
- ・消費者の求める価値が多様化していることから、ジビエや広葉樹をはじめとする新しい価値に着目した森林資源の活用を促進します。

（2）森林文化の体験と交流の促進

- ・三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。
- ・都市住民と山村地域の交流の促進や森林文化の体験機会を創出するため、森林を含めた自然を体験できる、森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の適切な管理に努めます。

（3）里山の整備および保全の促進

- ・人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していただくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

（4）森林文化の継承

- ・伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。
- ・木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成および、安定供給の取組を促進します。

【基本施策 3－（2）】森林教育の振興

（1）森林教育に関わる「人づくり」

- ・ 県民の皆さんに森林の公益的機能や森林教育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。
- ・ 豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林教育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

（2）森林教育に関わる「場づくり」

- ・ 県民の皆さんが気軽に森林・林業や木材に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して、みえ森林教育ステーションをはじめとする森林教育の場の設置や確保を進めます。
- ・ 森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園などを活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。

（3）森林教育に関わる「仕組みづくり」

- ・ 学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。
- ・ 森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。

【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成

- ・森林づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。
- ・森林づくり活動団体の活動の活性化を図るため、市町等と連携した活動への支援を行うとともに、移住者等による森林づくりへの参加を促進します。
- ・企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。
- ・NPO、企業、教育機関、行政等の関係者による森林づくりのネットワークを構築し、多様な主体による植樹などの森林づくり活動を促進します。
- ・森林・緑に関するイベントやコンクール等の開催を通じ、県民の皆さんの森林づくりに関する意識の醸成を図ります。

(2) 緑化活動の促進

- ・県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。
- ・次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動が継続して実施されるよう、みどりの少年隊などの活動支援に取り組みます。

(3) 三重のもりづくり月間の取組

- ・森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【基本施策4－(2)】木づかいの促進

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

- ・家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めます。
- ・暮らしに取り入れたいくなるような魅力的な県産木製品を表彰するコンクールの実施、木づかい宣言事業者との連携やみえ森林教育ステーションを活用することにより、身近に県産材にふれることができる機会を提供し、日常生活において県産木製品が選ばれる環境の整備を進めます。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

- ・県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。
- ・県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進するとともに、木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携して、木づかいや県産材利用に係る積極的な情報発信を行います。

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第1章の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和16(2034)年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間前半の5年間において、各基本方針の横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、4つの新たな「重点プロジェクト」に注力して取り組むこととします。

①. 「新しい林業」推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県内の森林は、利用期を迎えた 50 年生を超える民有林人工林が約 8 割を占め、森林資源が充実している状況となっています。この豊富な森林資源を活用し、持続可能な林業を確立するとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂ 吸収機能の高い森林へ転換していくためには、主伐・再造林を促進していく必要があります。

一方で、主伐による木材販売収入に対して、再造林や保育等に要する経費が高くなっていることが要因となり、主伐・再造林が進んでいない状況です。

こうしたことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」を推進していくため、新しい技術を活用した生産性・安全性の向上、成長の早い苗木の活用や低密度植栽等による低コスト化を図るとともに、林業生産の基盤となる路網の整備を進める必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入、森林作業道の整備を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現を目指します。
- 「新しい林業」を実現することにより、主伐・再造林を進め、県内の豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立を図ります。
- 主伐・再造林が促進されるとともに、成長が早く花粉の少ない苗木への植替えを促すことで、CO₂ の吸収が旺盛で花粉の発生量が少ない森林への転換を図ります。

ウ. 手法

- ICT等の技術に精通し、各地域の林業事業者において、スマート林業の導入について先導的な役割を果たす技能者の育成、スマート技術を活用した機器導入等への支援
- 伐採や搬出作業で使用した林業機械を活用した地拵えや苗木運搬等により、造林作業の効率化を図る一貫作業システムの導入等の再造林コストを低減させるための技術や知識の普及
- 植栽適期が長く、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムに有効な植栽時期を選ばないコンテナ苗生産への支援
- 下刈り回数の削減に寄与する成長が早い苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援
- 木材生産の基盤となる森林作業道の開設への支援

エ. 成果指標

成果指標	「新しい林業」に取り組む事業者数
R11 (2029)	34 事業者

②. 林業の担い手確保・育成プロジェクト

ア. 現状と課題

少子・高齢化の進展により、平成7（1995）年から県内の労働の中核的な担い手となる生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は減少が続いており、今後も、同様に減少傾向で推移すると推計しています。また、本県における林業就業者数は、長期的に減少傾向となっており、昭和55（1980）年には3,912人であった林業就業者が、令和2（2020）年の調査では930人と、4分の1以下にまで減少しています。

このような状況の一方で、期待が高まっているCO₂吸収機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備をより一層促進していくことが必要となっていますが、これに対応できる林業労働者が不足しています。

このことから、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代の森林・林業を担う人材を確保・育成していくため、新規就業者から既就業者までの各段階に応じた総合的な取組を強化していく必要があります。加えて、主伐後の再造林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、他業種の企業等の参画を促すなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要です。

イ. プロジェクトのねらい

- 一貫した林業人材の確保・育成や活動支援を行える体制を構築することで、増大する主伐や再造林、保育等に対応できる労働力の確保を図ります。
- 林業における労働安全性の確保や労働環境の改善を進め、林業への就業意欲の醸成や新規就業者の定着率の向上を図ります。
- 伐採と造林の一貫作業システムを促進し、施業の効率化を図るとともに、再造林等の作業において他業種や外国人材等の活用を促進し、人口減少に対応した将来にわたって労働力を確保できるシステムの構築を目指します。

ウ. 手法

- 「(公社) みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進のほか、林業事業者と他業種や外国人等との労働力のマッチング
- 「みえ森林・林業アカデミー」における、主に既就業者を対象とした林業人材の育成や、他業種・外国人材等の新たな労働力の活用促進に向けた講座運営
- 労働安全衛生指導員の養成や安全作業に寄与する機材等の導入支援
- 他業種や外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や、林業事業者における受け入れに必要な研修等の実施に向けた支援
- 幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実

エ. 成果指標

成果指標	多様な林業労働者数
R11（2029）	300人

③. みえの木づかい推進プロジェクト

ア. 現状と課題

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少傾向にあるなか、県や市町による「木材利用方針」の策定や「森林環境譲与税」の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなる木材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、炭素を長期的に固定することに加え、材料製造時の二酸化炭素の排出が少ない木材の特性とカーボンニュートラルの結びつきについて、設計士や工務店、製材事業者等と連携し、県民や事業者等へのPRや普及に取り組み、木材利用に対する理解の促進を図ることが重要です。

さらに、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達が課題となることから、安定的かつ効率的に木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 行政関係者、事業者、工務店、建築士、製材事業者等と連携し、木材を利用することがカーボンニュートラルの実現と密接につながることに理解を深めることにより、非住宅建築物県産材利用を促進します。
- 県産材が安定的かつ効率的に供給できる体制が整備されることで、建築物において県産材が優先的に選択される社会の構築を目指します。

ウ. 手法

- 非住宅木造建築物の設計への支援
- 建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成
- 木づかい宣言事業者登録制度と三重県木材CO₂固定量認証制度をリニューアルし、中大規模木造建築・木質化によるCO₂固定量を認証・登録する制度を創設
- 木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信
- 中大規模木造建築物の建築において、材工分離発注等により木材の供給ができる体制を県内各地に構築
- 民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築

エ. 成果指標

成果指標	木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量(累計)
R11 (2029)	600t-CO ₂

④. みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県では、令和6（2024）年度から「みえ森と緑の県民税」第3期制度を開始し、「県民全体で森林を支える社会づくり」を一層進めることとしています。また、令和2（2020）年10月には、これまでの森林環境教育・木育をさらに発展させるため、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等に取り組んでいます。

さらに、令和3（2021）年2月には、知事が県議会において、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けた気運を高める絶好の機会となる、全国植樹祭の令和13（2031）年招致を表明しました。

これらのことをふまえて、令和13（2031）年全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に県民や企業等における森林づくりへの意識の醸成を進めるとともに、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、森づくり活動に関わる関係者の連携や、学校教育現場を中心とした子どもたちへの森林教育に取り組んでいく必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 令和13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、県内全体で森林づくりへの気運が醸成され、県内各地でさまざまな主体が連携した森づくり活動を展開している姿をめざします。
- 幼児教育や学校教育現場において森林教育が導入され、将来にわたって県民が森林づくりに関わり、森林を守り育てようとする意識が醸成される教育体系の構築を進めます。

ウ. 手法

- みどりの少年隊をはじめとする森づくり活動団体やNPO、企業、教育機関、行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を通じて関係者が連携し「三重の森づくり運動」を展開できる体制を構築
- 森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出
- 地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援
- 森林由来のJークレジットを購入する企業と森林づくり活動機会のコーディネートを通じた新たな企業の参画促進

エ. 成果指標

成果指標	三重の森づくりネットワーク会員数
R11（2029）	100 団体

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。
このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の確かな把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
公益的機能増進森林整備面積（累計）	10,900ha	9,783ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,259地区	2,268地区	2,359地区
新植地の被害率（獣害）	—	3.1%	0%
森林境界明確化面積（累計）	38,000ha	34,156ha	60,000ha

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- 森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を4,512haの森林で実施しました。

基本施策1-(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり

- 山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧整備等に取り組みとともに、機能が低下した保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
- みえ森と緑の県民税を活用して、流木となる恐れのある危険木の除去や流域の防災機能の強化を図るための森林整備等を実施しました。

基本施策1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化

- 森林経営管理制度の円滑な実施に向けて市町への支援に取り組んだ結果、令和5年度末までに21市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、12市町が経営管理権集積計画を作成、さらにこのうち10市町が市町村森林経営管理事業を実施しました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援（市町担当者向け研修会）

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,549千人	1,360千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	23市町	20市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	200人・団体	204人・団体	300人・団体

基本施策3-(1) 森林文化の振興

- 森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため、みえ森と緑の県民税を活用して「子ども森の写真教室」を開催したほか、「第10回みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンターなどで展示しました。
- 自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを開催しました。

基本施策3-(2) 森林環境教育・木育の振興

- 津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で開催の活動支援（出前授業）を行いました。
- 森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスしていただける施設を「みえ森林教育ステーション」として、新たに15施設を認定しました。
- 教育・保育関係者をはじめとする参加者が交流を図り、森林教育について考え話し合う場とするため、「第2回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。



自然体験ツアー



第2回みえ森林教育シンポジウム

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
県産材素材生産量	415千m ³	452千m ³	430千m ³
林業人材育成人数（累計）	320人	303人	645人
製材・合板需要の県産材率	50.0%	56.4%	60.0%

基本施策2-(1) 林業及び木材産業等の振興

- 林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、約993km²の航空レーザ測量を実施したほか、L PWA通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区におけるスマート技術の導入を支援しました。
- スマート林業に関する技術や効果を広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- 次代を担う林業の人材育成を進めるため、みえ森林・林業アカデミーにおいて各種講座を開催し、基本3コースに県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、より専門性の高い技術等を習得する選択講座に延べ114名が参加しました。
- 林業の新規就業者の確保に向けて、首都圏での就業・就職フェアにおいて、就業希望者への相談対応を行ったほか、林業体験講座やインターンシップ等を実施しました。

基本施策2-(3) 県産材の利用の促進

- 中大規模建築物等の木材利用を促進するため、「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、6名の建築士を養成したほか、木造非住宅建築物の設計支援を行いました。



プレイヤー育成コースにおける講座（伐倒技術）

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	目標（R5）	実績（R5）	目標（R10）
森林づくり活動への参加団体数	119団体	119団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	40者	43者	80者
三重の森林づくりへの関心度	40.0%	46.6%	50.0%

基本施策4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- 菟野町、多気町、及び松阪市において、新たに4件の「企業の森」の協定が締結され、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2) 木づかいの促進

- 県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」として位置付け、これらを体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を9回開催しました。
- 民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する『三重県「木づかい宣言」事業者登録制度』を推進し、新たに5事業者を登録しました。

基本施策4-(3) 三重のもりづくりの意識の醸成

- 県民の皆さんのもりづくりに対する意識を醸成するため、伊賀市にある「青山ハーモニー・フォレスト」にて県民参加の植樹祭を開催し、43人が植樹活動に参加しました。



「木づかい宣言」登録書授与式



県民参加の植樹祭

暫定版

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和5年度版)

令和6年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ みえ森と緑の県民税第3期制度をスタートします	2
Ⅱ J-クレジット制度の活用推進に向けた取組を展開しています	3
Ⅲ 本県初の「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました	4
Ⅳ 「みえ生物多様性プラン（第4期）」を策定しました	5
Ⅴ 「認定NPO法人森林の風」が内閣総理大臣表彰を受賞しました	6
第2章 実施状況	7
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	8
【基本施策1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり	10
（1）持続可能な森林づくり	10
（2）公益的機能を重視した森林づくり	10
（3）多様な森林づくり	10
【基本施策1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	11
（1）災害に強い森林づくりの推進	11
（2）森林の保全と保安林制度の推進	12
（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施	12
（4）野生鳥獣による被害の軽減	12
【基本施策1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化	13
（1）国・市町等と連携した森林管理の推進	13
（2）森林資源データの整備と情報提供	14
（3）森林の公有林化等による公的管理	14
（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究	14
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	16
【基本施策2-（1）】林業及び木材産業等の振興	18
（1）森林施業の集約化の促進	18
（2）多様な原木の安定供給体制の構築	18
（3）林業・木材産業の競争力強化とスマート化	18
（4）多様な収入源の創出	19
（5）特用林産の振興	19

(6) 効率的な林業生産活動のための研究	19
【基本施策 2- (2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	20
(1) 林業の担い手の育成・確保	20
(2) 地域を担う多様な人づくり	21
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	21
【基本施策 2- (3)】 県産材の利用の促進	21
(1) 県産材の需要拡大	21
(2) 信頼される県産材の供給の促進	22
(3) 住宅建設における木材利用の促進	22
(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進	22
(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進	23
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進	23
Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	25
【基本施策 3- (1)】 森林文化の振興	26
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	26
(2) 森林文化の体験と交流の促進	26
(3) 里山の整備及び保全の促進	26
(4) 森林文化の継承	27
【基本施策 3- (2)】 森林環境教育・木育の振興	27
(1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」	27
(2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」	27
(3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」	28
Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	29
【基本施策 4- (1)】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	30
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	30
(2) 緑化活動の促進	30
【基本施策 4- (2)】 木づかいの促進	31
(1) 暮らしの中での木づかいの促進	31
(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進	31
【基本施策 4- (3)】 三重のもりづくりの意識の醸成	32

(1) 三重のもりづくり月間の取組.....	32
V 重点プロジェクト.....	33
1 緑の循環プロジェクト.....	33
2 災害に強い森林づくりプロジェクト.....	33
3 次世代型森林情報活用プロジェクト.....	34
4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト.....	34
5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト.....	35
6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト.....	36
参考資料.....	37
I 三重の森林づくり条例.....	38
II 用語説明.....	42

第1章 トピックス

I みえ森と緑の県民税第3期制度をスタートします

県では、平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」（以下「県民税」という。）を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めています。

県民税は、5年ごとに制度見直しを行っており、令和5年度は、第2期制度（令和元～5年度）の最終年度であったことから、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）等において、制度見直しの議論を重ね、第3期制度（令和6～10年度）に取り組むこととしました。

1 県民税の継続

近年、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しており「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高いこと、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、長期的・継続的な森林教育の取組が重要であることなどをふまえ、令和6年度以降も県民税を継続することとしました。

2 県民税第3期制度の概要

県民税の「2つの基本方針と5つの対策」については、継続することとします。

また、「税率・課税方法」「県による基金の設置」「評価委員会の設置」などの仕組みは、現行制度どおりとしつつ、評価委員会等での意見をふまえ、必要な制度見直しを行いました。

「2つの基本方針と5つの対策」

基本方針1 災害に強い森林づくり

対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策2 暮らしに身近な森林づくり

基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

対策3 森を育む人づくり

対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり

対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

3 制度見直しのポイント

(1) 森林の機能を維持するための更新対策を追加

シカの食害等により土砂流出防止等の機能が低下した森林における災害防止に向け、植栽、下刈り、獣害防止施設の整備など、森林の機能を早期に回復させるための取組を推進します。

(2) 全国植樹祭の開催に向けた基金積立

令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施します。

(3) 市町交付金（基本枠）配分方法の見直し

現行制度の配分の考え方を基本としつつ上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づき配分する方法に改定します。

(4) 防災枠は連携枠に統合

令和2年度に追加した「災害からライフラインを守る事前伐採事業」（防災枠）については、連携枠に統合したうえで取組を継続します。

(5) 市町交付金（連携枠）の一部を県が実施

効率的な事業実施を図るため、流域の防災機能強化を目的とした森林整備等について、市町の要望に基づき、県が実施するものとします。

(6) 市町からの要望に応じた柔軟な配分

現行制度の配分割合（県：市町＝5：5）を基本としつつ、市町からの要望や各事業の状況に応じて柔軟に配分します。

4 今後の対応

令和6年度は、県民税第3期制度の開始とともに、国の森林環境税の課税が開始されます。今後も引き続き、森林環境譲与税との棲み分けを明確に行いながら、災害に強い森林づくりと、その森林を将来にわたり引き継いでいくための社会づくりを着実に進めていきます。



Ⅱ Jークレジット制度の活用推進に向けた取組を展開しています

県では、「Jークレジット制度」を活用した森林整備の促進を図るため、県行造林でのモデル事業の実施や林業関係者向けのセミナー等による情報提供に取り組んでいます。

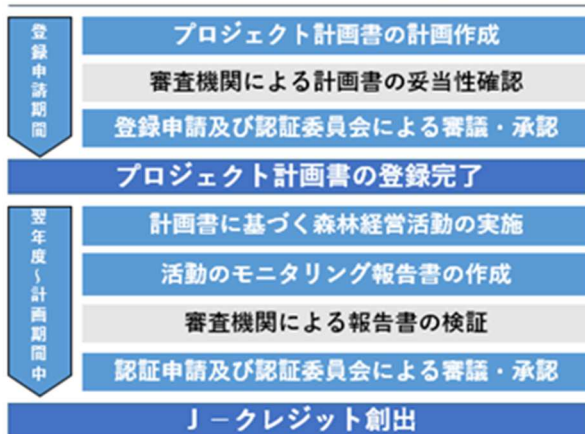
1 「Jークレジット制度」の概要

「Jークレジット制度」は、森林経営活動による二酸化炭素吸収量などを、決められた方法に従って定量化し、その創出量を売買取引可能な形態（クレジット）として国が認証する制度です。

認証されたクレジットは、環境配慮やカーボンオフセットを意識する企業等に購入してもらうことで、森林経営活動のための新たな収入源とすることができます。

また、森林経営活動によりJークレジットを創出するためには、「プロジェクト計画書」の登録と、登録翌年度以降に計画書に従った林況調査や森林整備等の実施状況の報告（「モニタリング報告」）が必要となります。

クレジット創出までの全体フロー



2 令和5年度の取組状況

「カーボンニュートラルの実現に向けた林業GX推進事業」により、次の取組を実施しました。

（1）モデル事業の実施

効率的なクレジット創出モデルの実証に向け、名張市内の県行造林において「プロジェクト計画書」を登録し、「モニタリング報告」に向けて、GNSS機器や航空レーザ測量成果を活用した調査を実施しました。

（2）計算シートの作成

「Jークレジット制度」に取り組みたいと考えている方に、自分の保有する山林にはどれほどのクレジット創出量があるのか、本当に収入源となるのかなどの大まかなイメージを持ってもらうため、三重県版の「クレジット創出量計算シート」を有限責任監査法人トーマツと共同で作成しました。

（3）情報基盤データの作成

令和4年度までに実施された航空レーザ測量の森林資源解析データを活用し、「Jークレジット制度」の申請にあたり必要となる地域森林計画区域内の地位級を特定した情報基盤データを作成しました。

（4）セミナーの開催

令和6年2月2日に、林業関係者を対象として、制度概要の解説や、県の事業において実施している県行造林でのモデル的取組、三重県版の「クレジット創出量計算シート」を紹介するセミナーを有限責任監査法人トーマツと共催で開催しました。



林業関係者向けのセミナー

3 今後の取組

県行造林における効率的なクレジット創出モデルの実証を継続的に進めるとともに、「Jークレジット制度」の活用促進に向け、林業関係者などに向けた有用な情報の提供に努めていきます。

Ⅲ 本県初の「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました

県では、民間事業者と協働・連携して民間の建築物における県産材の利用を促進していくため、令和5年に本県初となる「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました。

1 「建築物木材利用促進協定」制度概要

「建築物木材利用促進協定」制度は、令和3年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「都市（まち）の木造化推進法」という。）」に基づき、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するために創設された制度です。

この制度では、木材利用に関する構想や構想の達成に向けた取組を盛り込んだ協定を、建築主である事業者と国または地方公共団体が締結し、連携して木材の利用に取り組むことで民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

2 「三重の木」等の利用の促進に関する協定

（1）協定の締結

令和5年4月18日に古河林業株式会社、ウッドピア松阪協同組合、三重県の三者で「『三重の木』等の利用促進に関する協定」を締結しました。

この協定は、「都市の木造化推進法」に基づき締結された本県初の「建築物木材利用促進協定」となります。

（2）協定の概要

三者で締結した協定では、合法性が証明され、一定の規格基準を満たす「三重の木」認証材等県産材の安定供給と利用促進を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現、森林資源の循環利用及びSDGsに貢献することを目指しています。

（3）協定に基づく三者の取組内容

①古河林業株式会社の取組

3年間で約1,000m³の「三重の木」等県産材を利用するとともに、自社が開催する各種イベントを通じて、木材利用の意義やメリットを発信します。

②ウッドピア松阪協同組合の取組

古河林業株式会社が求める品質や量を満たす「三重の木」等県産材を供給する体制を整えます。

また、他者の建築物における木材利用の参考となるよう、木質部材や供給体制について情報発信を行います。

③三重県の取組

活用可能な補助事業や木材利用に関する相談窓口等の情報提供を行うとともに、協定に基づく取組を県産材の利用拡大に向けた優良事例として積極的に発信します。



締結式での記念撮影

（左から、ウッドピア松阪協同組合 田中理事長、一見知事、古河林業株式会社 古河代表取締役社長）

3 今後の取組

令和6年3月には、伊勢市内に木造の保育園を建築する予定の学校法人前島学園と本県で2件目となる「建築物木材利用促進協定」を締結しました。

今後も、さらなる事業者との協定締結を進め、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民両輪での木材利用を加速していきます。

IV 「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」を策定しました

県では、令和2年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という。）（第3期）」について、令和5年度末に計画期間が終了したことから、推進プラン（第3期）における取組の実施状況や、新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」をふまえ、推進プラン（第4期）を策定しました。

1 推進プラン（第4期）策定の背景

近年、生物多様性保全に対しては、より一層の取組が求められており、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）が2030年ミッションとされました。また、その達成に向けて陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」など23の行動目標が設定されました。

このような中、令和5年度末で終了した第3期推進プランに基づく取組の実施状況や、生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり、国際的な状況等に加え、新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されたことをふまえ、第4期推進プランを策定しました。

2 推進プラン（第4期）の取組方針

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、ネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略が設定されたことから、第4期推進プランでは三重県の自然や社会的条件をふまえて、「30by30目標」の達成に向けて、保護地域だけではなくOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）による保全の取組の推進を明記するなど、以下の3つの取組方針を整理しました。

【取組方針1】生物多様性の保全

生態系、種、遺伝子の多様性確保のためには、さまざまな生物の生息・生育空間をつないだネットワーク（生態系ネッ

トワーク）を形成することが必要であることから、法的規制による重要な自然環境や野生生物の保全に加えて、OECMの考え方に基づいた法的規制された保護地域以外における保全も進めます。

また、気候変動や外来種の侵入等による生物多様性に対する負の影響の最小化を目指します。

【取組方針2】適正な自然の活用

多様な生態性からもたらされる恩恵を持続的に享受するため、担い手の確保による農林水産業の持続的な発展や農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、野生鳥獣との共生を目指すとともに、自然の恵みを活かした地域づくりを推進します。

また、公共事業を実施する際は、防災機能との調和を図りながら自然環境に配慮して行うとともに、開発行為に対しては、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮により、適切な保全が図られるよう取り組みます。

【取組方針3】保全と活用のための環境づくり

県民一人ひとりが生物多様性について、教育や自然体験の機会を通じて理解を高め、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための普及啓発や基盤整備等の支援を行います。

また、地域における自然環境保全活動の裾野を広げるため、専門家や事業者、行政等さまざまな主体の連携・協働による保全活動を促進します。

3 今後の取組

これらの取組方針に基づき、引き続き、県民、事業者、NPO等民間活動団体等と連携しながら、保護地域以外や希少種ではない生き物の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していきます。

V 「認定NPO法人森林の風」が内閣総理大臣表彰を受賞しました

菰野町を拠点に活動する認定特定非営利活動法人森林（もり）の風（以下、「森林の風」という。）が令和6年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受賞しました。

1 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰は、緑化活動の推進や緑化思想の普及啓発に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するもので、昭和59年から毎年実施されています。当表彰は、前年度末までに国指定の賞を受賞し、受賞後も活動を継続していることが推薦の要件となっています。

森林の風は、内閣総理大臣表彰の推薦要件である「ふれあいの森林づくり表彰」

（主催：公益社団法人国土緑化推進機構）の国土緑化推進機構会長賞を令和2年度に三重県で初めて受賞したほか、緑化や森づくり関係のコンクールにおいて多くの賞を受賞しています。

また、森林の風の活動が、地域の森林再生に寄与し、山づくりを通じた地域内外の交流によって、広く緑化意識の醸成に貢献したものと高く評価されたことから、今回の受賞となりました。

なお、三重県の関係者が同賞を受賞するのは平成16年以来、20年ぶりになります。

令和6年4月26日には、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開催された第18回「みどりの式典」（主催：内閣府）において、令和6年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰が行われ、森林の風に表彰状が授与されました。



森林の風の皆さん（森林の風提供）

2 認定NPO法人森林の風の実践内容

森林の風は、地域の森林の再生を目指して平成17年1月に結成され、令和6年で活動20年目を迎えています。

北勢地域を中心に約100haの森林で、間伐・植栽等の森林整備を実施し、都市域の住民も巻き込みながら、年間約180日、総参加者人数3,300人を超える規模で活動しています。

（1）実践林業

間伐を中心に、境界線確定、簡易測量、間伐材マーキング、樹木調査、枝打ち、林内整備、作業歩道整備など、「森林所有者」と「地元森林組合」との協調した活動を計画的に行なっています。

（2）企業の森の取組

三重県が推進する「企業の森」は、県が市町や森林組合、NPO等と連携して、森林所有者と企業を「マッチング」し、企業による森林づくり活動をサポートする取組です。

森林の風は、この「企業の森」制度によって、地域内外の企業10社以上と連携しながら、森林づくりについての専門性を活かし、桑名市や亀山市、東員町、菰野町の里山や人工林において、作業の指導・監督や整備に取り組んでいます。

（3）人材育成・森林教育

地域の森林を守り継いでいくために、「まちのきこり人育成講座」や専門家の指導を受ける「レベルアップ講習会」による人材の育成や小学校などへの出前講座による森林教育も実施しています。

3 今後への期待

森林の風は、多岐にわたる活動を通して、地域の森林保全や人材育成に貢献してこられました。

引き続き、企業の森のパートナーとして、三重県の森を未来に引き継いでいくための活動に取り組んでいただくことを期待しています。

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	10,900ha	9,783ha	30,300ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	2,259地区	2,268地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	-	3.1%	0%
森林境界明確化面積(累計)	38,000ha	34,156ha	60,000ha

【令和5年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

森林環境創造事業、治山事業、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的として、森林整備を2,265ha実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和5年度実績(累計)は9,783haとなり、同年度目標値である10,900haには達しませんでした。

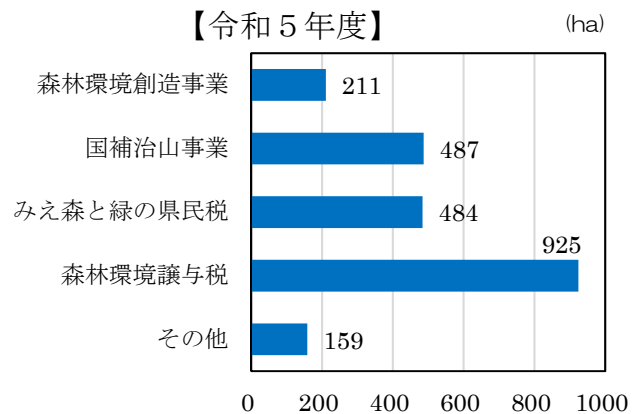
なお、市町における森林環境譲与税を活用した森林整備の本格化により、単年度での公益的機能増進森林整備面積は、年々増加しています。

森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始から5年が経過し、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところです。今後は、森林整備をさらに本格化させていけるよう、各市町の取組段階や課題に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと各農林(水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案など、市町ごとの進度に応じて支援内容のさらなる充実を図ります。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案

指標：公益的機能増進森林整備面積



をサポートする市町職員講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいきます。

(2) 山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和5年度末時点で山腹崩壊危険地区2,089地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,090地区の計4,192地区が選定されています。

「山地災害危険地区」における災害の発生を防止するため、令和5年度は、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和5年度末時点の着手地区数は2,268地区となり、同年度目標値である2,259地区を上回っています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めていきます。

(3) 新植地の被害率

「みえ森と緑の県民税」を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所における獣害被害状況を調査した結果、令和5年度末時点の被害率は、3.1%でした。

シカによる新植地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、令和10年度目標値（被害率0%）の達成に向け、引き続き、防護柵の設置等、新植地の被害防止対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な防護柵の設置・管理方法や捕獲技術に関する検証を進めていきます。

(4) 森林境界明確化面積

「森林環境譲与税」の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和5年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から2,125ha増加して34,156haとなり令和5年度目標値（38,000ha）に対する達成率は89.9%となりました。

令和10年度目標値（60,000ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1 - (1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和 5 年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和 5 年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐663ha、植栽54ha、下刈123ha、枝打ち 6 ha等、また、県単造林事業により、間伐154ha、下刈 7 ha等を実施しました。このほか、間伐については、治山事業で396ha、林業・木材産業循環成長対策事業等の非公共事業で144ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で75ha実施するとともに、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターにおいて548ha実施されるなど、生産林全体の間伐面積は 2, 697haとなりました。



皆伐地における植栽後の状況

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和 5 年度の取組】

森林環境創造事業により、環境林における間伐211haを実施しました。このほか、治山事業で91ha、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害緩衝林整備事業で55ha、「森林環境譲与税」を活用した市町単独事業で607haの間伐を実施するなど、環境林全体の間伐面積は計1, 196haとなりました。

なお、令和 5 年度における生産林と環境林合わせて、植栽や下刈、間伐等の合計森林整備面積は4, 512haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた多様な生産林の整備を進めるほか、地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和 5 年度の取組】

林業研究所では、多様な森林づくりを進めるため、早生樹であるコウヨウザンを県内で造林するための研究を行っています。

県内に 2 か所の植栽試験地を設定し、従来樹種との比較と、環境要因や苗木の特性が成長に与える影響を調査しました。

その結果、コウヨウザン苗木の樹高成長には、植栽直後の樹高や形状比よりも、水分条件や光環境の要因の影響が大きいことがわかりました。また、苗木の活着率が非常に高く、地上部が枯れても根元部から容易に再生する様子が確認できたことから、萌芽更新による再造林コストの縮減効果が期待されます。



コウヨウザンの植栽試験地

【基本施策1－(2)】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

(1) 災害に強い森林づくりの推進

荒廃森林の復旧や山地災害の未然防止など、県民生活の安全・安心を確保するため、治山施設や森林の整備などを進めます。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や溪流内に異常に堆積した土砂や流木の撤去等を行います。

【令和5年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和5年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,089地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,090地区となっており、これらの山地災害危険地区における

治山事業の着手率は54.1%となりました。

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象に、健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)487haを実施しました。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、11市町、28箇所において、流木となるおそれのある危険木4,334 m^3 の除去と、溪流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。

さらに、土砂・流木緊急除去事業では、2町、2箇所において、溪流内に異常に堆積して流出する恐れのある土砂181 m^3 と、15 m^3 の流木の除去を行いました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、鳥羽市等、18市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、12市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐316haが実施されました。

また、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採について、松阪市等、10市町で実施され、3,884本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採(四日市市)

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和5年度の取組】

令和5年度末時点で、県内の森林面積の約34%にあたる126,470haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、令和5年度に4件、27.6haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,852	63.9%
土砂流出防備	43,076	34.1%
土砂崩壊防備	179	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	24	0%
航行目標	6	0%
保健	※10,525	1.1%
風致	79	0.1%
計	126,470	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性を理解促進に努めまし

た。なお、令和5年度の条例に基づく届出件数は144件でした。

(3) 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和5年度の取組】

松くい虫防除対策として、市町において、みえ森と緑の県民税等を活用した薬剤散布による予防措置24ha、被害木を伐倒処理する駆除措置56m³が実施されました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m3)
平成30年度	713	2,123
令和元年度	256	780
令和2年度	220	296
令和3年度	216	262
令和4年度	215	275
令和5年度	193	200

また、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

さらに、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

(4) 野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるとともに、

ICTを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和5年度の取組】

令和5年度の野生鳥獣による林業被害額は1億976万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

植栽木への被害を防止するため、植林地における防護柵やチューブ等の設置を支援しており、造林事業により、防護柵約35kmを設置しました。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した森林再生力強化対策事業により、植林地における獣害防止施設の設置への支援を強化しました。

さらに、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減に向け、捕獲圧を上げ、ニホンジカの生息密度を低減させるため、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、ニホンジカの狩猟期間の延長を行っています。

加えて、林業研究所では、ニホンジカの生息密度が比較的高い集落をモデル地区として設定し、ニホンジカ捕獲の実証試験として、捕獲の強度によるニホンジカの出現頻度や生息密度の変化を調査しています。併せて、効率的なニホンジカの捕獲方法も検討しています。



自動撮影カメラで撮影されたニホンジカ

【基本施策1-(3)】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備

が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報(所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等)の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、「森林環境譲与税」の導入や森林経営管理法の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

(1) 国・市町等と連携した森林管理の推進

県内4流域(北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野)の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が「森林環境譲与税」を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和5年度の取組】

南伊勢森林計画区において地域森林計画を樹立するとともに、北伊勢・伊賀・尾鷲熊野地域森林計画の変更を行いました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、令和元年度から、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。この取組の結果、令和5年度末までに、21市町で森林所有者に対する意向調査が行われ、12市町が経営管理権集積計画を作成し、このうち10市町で市町村森林経営管理事業が実施されました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援
(市町担当者研修会)

(2) 森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等を効果的に進められるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和5年度の取組】

桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、伊賀市、名張市で新たに約993km²の航空レーザ測量成果の解析を実施し、これまでに19市町2,864km²で詳細な森林資源や地形等の森林情報を整備しました。

また、市町や林業事業者が効率的な施業が実施できるよう、詳細な森林資源情報や精度の高い地形データの活用方法について、みえ森林・林業アカデミーの講座や森林クラウドに関する研修等において普及を行いました。

(3) 森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和5年度の取組】

早期に整備を行う必要があるものの、林業経営に適さず森林所有者による管理が困難な森林において、7市町が森林環境譲与税を活用し、森林所有者等と協定を結んで行う森林整備が実施されました。



協定に基づく森林整備後の森林（熊野市）

(4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

森林整備による土砂流出や流木発生抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和5年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のため、令和元年度より以下の調査を実施しています。

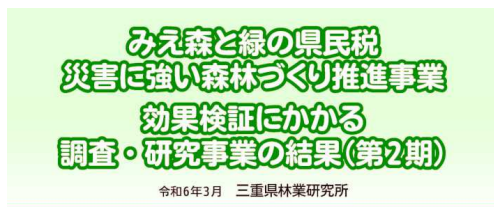
- ① 山腹部における調整伐後の斜面安定効果を検証するための樹木根系による斜面安定効果調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するためのドローンを用いた森林モニタリング調査
- ③ 溪流部における危険木除去による流木発生抑制効果を検証するための整備森林における危険木発生状況調査

令和5年度は、みえ森と緑の県民税第2期制度（令和元～5年度）の最終年度であることから、上記項目の調査・研究に加え、

これまでに得られたデータの最終的な解析を実施しました。

その結果、災害に強い森林づくり推進事業の実施により斜面の崩壊防止力が増加していることや、土砂流出や流木の発生を抑制する効果が持続的に発揮されていることが示され、各調査・研究項目について、事業効果が得られていることを確認しました。

これらの解析結果の詳細については、パンフレット「みえ森と緑の県民税 災害に強い森林づくり推進事業 効果検証にかかる調査・研究事業の結果(第2期)」にとりまとめ、印刷物発行とウェブにより公開しました。



「みえ森と緑の県民税」を活用して実施している災害に強い森林づくり推進事業（災害属書林整備事業）では、事業効果を検証するための調査・研究を行っています。本冊子では第2期（平成31年（2019年）4月～令和6年（2024年）3月）に行った調査・研究の結果を紹介します。

1. 災害に強い森林づくり推進事業による森林整備の概要

事業では、整備区域を下記の3つのエリアに分けて、森林整備を進めています。

整備前 → **整備後**

土砂流出抑制の水深 土砂止

山腹部(深流部) 深流部(1) 深流部(2) 山腹部(3) 山腹部(1) 深流部(1) 深流部(2) 山腹部(3)

(1) 深流部→「流木発生抑制」のための整備
流木の発生源とならないよう、豪雨時等に流出する恐れのある深流内の流木や倒木などの危険木を除去します。

(2) 深岸部→「流木・土砂等流下確保」のための整備
流下する流木や土砂、小規模な土砂流出等の捕捉・集積を促進するため、調整役^{※1}により両側面径30cm以上の立木を育成します。
※1 立木の密度を緩和し、成長を促進するための伐替伐り

(3) 山腹部→「流木・土砂等流出抑制」のための整備
倒木や土砂等の深流への流出を抑制するため、樹木根系による支持機能を向上させ、斜面の安定を図る森林整備(調整役、土砂止設置^{※2})を行います。
※2 調整役で伐倒した木を等価換算方向に積置へしたものを

1
発行したパンフレット

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
県産材素材生産量	415千m ³	452千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	320人	303人	645人
製材・合板需要の県産材率	50.0%	56.4%	60.0%

【令和5年度評価】

(1) 県産材素材生産量

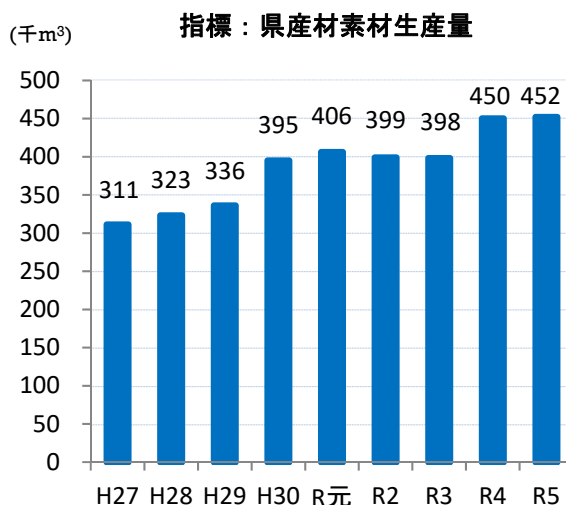
令和5年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めたことなどにより、素材生産量が452千m³と増大し、目標の415千m³を達成することができました。

木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用は158千m³（前年対比82.7%）に減少しましたが、製紙等向け木材チップ用は86千m³（前年対比143.3%）となり昨年度より増加しました。

また、合板用については、県内大型合板工場への県産材の供給量が増加し、88千m³（対前年比115.8%）となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化や連携体制のさらなる充実を図ります。

また、川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及などによる低コスト造林を推進するとともに、ICTを活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。



(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、令和5年度は63人の林業人材を育成し、累計で303人となりました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保にも注力して取組を進めていきます。

(3) 製材・合板需要の県産材率

製材工場等において取り扱う原木について、外国産材・県外産材から県産材への転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化等に取り組んだ結果、製材・合板需要の県産材率は、前年度から増加し、56.4%となりました。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給体制の構築に向けた研修会を開催するとともに、材工分離発注による県産材の調達手法を関係事業者間で共有するなど、引き続き、製材・合板需要の県産材率の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展

【基本施策 2 - (1)】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和5年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和5年度末時点での森林経営計画作成面積は44,098haとなりました。

また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理の受け皿として、9事業者を意欲と能力のある民間事業者に選定・公表し、合計23事業者となりました。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化

を図ります。

【令和5年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内6か所の木質バイオマス発電所や大型合板工場に対して原木（B材・C材）を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和5年度の取組】

林道事業により、津市ほか8市町において、林道開設11路線15工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良11箇所を整備を実施・支援するとともに、令和5年6月豪雨等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 鶴ガ坂線（度会町）

また、造林事業等により、森林作業道56,501mを開設することで搬出コストの低減を図り、競争力強化を促進しました。

さらに、林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、桑名市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、大紀町、伊賀市、名張市において、航空レーザ測量成果の解析を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWA通信環境を構築したモデル地区を新たに1地区設定し、当該地区において労働安全性や生産性の向上に向けたスマート技術の導入を支援しました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果などを林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法や労働安全の向上等に関する検討部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

（４）多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和5年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、自らプロジェクトを企画・実践するディレクター育成コース2年目の受講生が、地域の里山を活用したプロジェクトを企画・実践しました。

このプロジェクトの主な取組として、地域の魅力に気づき、森林・林業に対する興味関心を育むとともに、地域の観光コンテンツの一つとして定着することをめざして、地域の身近な里山林である鎮守の森を活用し、子供向けの自然体験イベントや森林教育を行いました。

（５）特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの等の情報提供を行います。

【令和5年度の取組】

安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「みえの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所において、シイタケなどのきのこ類よりも子実体の発生温度が高く、夏季に低コストで生産可能な品種として、ウスヒラタケを選定し、省力的な生産技術の開発等に取り組みました。

さらに、生産資材価格の高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、次期生産に必要な生産資材の価格上昇額の一部を支援しました。



ウスヒラタケの栽培試験

（６）効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和5年度の取組】

林業研究所では、高品質なスギ・ヒノキのコンテナ苗を低コストで生産する技術の開発を行っており、令和5年度は、育苗容器の形状や材質が、植栽後の根の伸長能力に与える影響について試験を行いました。

その結果、繊維製容器は、樹脂製容器よりも用土が空気に触れやすい分、根の伸長が良く、植栽後の根の伸長がより期待できるコンテナ苗を生産できることがわかりました。

また、素材生産作業の生産性向上を目的に、工程管理に必要な作業量を記録する最適な作業日報の様式及び記録方法を検証しました。県内の素材生産作業現場において、時間観測調査の集計値と作業日報記録値との差を3箇所の調査地間で比較したところ、代表者が各作業者に作業量を聞き取って記録していた調査地で差異が小さいことや、m³単位で記録していた調査地で差異が大きい日があったこと、台数、車数では集計値と記録値とが一致することが多かったことから、リアルタイムでの情報共有や本数等のわかりやすい単位での記録が重要であると考えられました。この調査結果を参考に、素材生産現場での工程管理や分析を行うための「作業日報入力分析支援ツール」を作成しました。

【基本施策2－(2)】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組めます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

(1) 林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や都市部の就業希望者等に対して林

業への就業等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

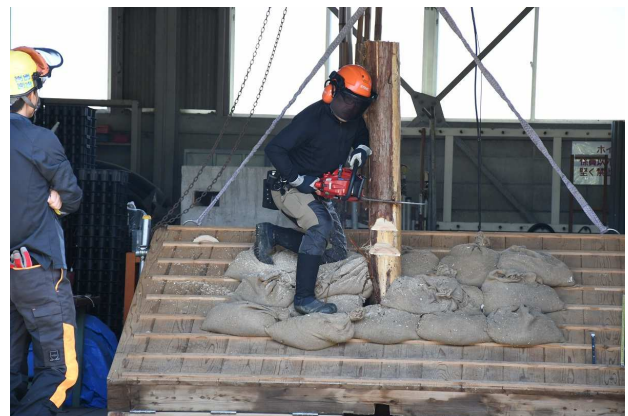
【令和5年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏での就業・就職フェア等において、林業就業希望者に対して相談対応(88人)を行ったほか、就業希望者を対象とした林業体験講座やインターンシップ、高校生への林業職場体験研修(5校・20人)を実施しました。

<新規林業就業者数の推移>

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	38	37	31	36	28	34

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースに、県内外から新たに25名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に、延べ114名の参加がありました。



プレーヤー育成コースにおける講座(伐倒技術)

（２）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

【令和５年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、１年目の受講生９名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、２年目を迎えた受講生４名は、地域や組織の課題解決や新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、林業と福祉をつなぐコーディネーターを新たに１名育成し、累計で８名となりました。コーディネーターによる林業と福祉のマッチング活動により、木工品の研磨作業を福祉事業者での実施につなげるなど、７件の活動支援を行いました。

（３）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

また、森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和５年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が策定する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について、６事業体の認定を行いました。この結果、令和５年度末時点で５０の事業体が知

事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策２－（３）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

（１）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる体制の整備を検討するとともに、公共工事における県産材の利用を促進します。

【令和５年度の取組】

さまざまな形で暮らしの中に木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産木製品を募集、選定する「みえの木製品コンテスト2023」を開催し、選定された木製品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示を行い、広く県民に向けてPRを行いました。

また、首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（２回）し、県産材のPRを行いました。



県産材を活用した内装材等のPR
(ジャパンホーム&ビルディングショー2023 東京ビッグサイト)

さらに、新たに輸出に取り組みたいと考える事業者を対象に、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の事業や国等の補助事業、林産物の輸出の現状等に関する研修会を開催し、事業者の輸出に関する知識及び意欲向上を図りました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,572m³の県産材を使用しました。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外国産材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和5年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品の紹介を行いました。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和5年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを5回行いました。

また、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例のPRに取り組みました。



第2回みえの木建築コンクール表彰式（林業研究所）

(4) 中・大規模施設等の木材利用の促進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や「森林環境譲与税」の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進むことが想定されるため、このような動きを見据え、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和5年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を養成するため、県内の一級建築士を対象に、中大規模建築物の木造設計に必要な知識や技術を取得するための「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、一級建築士6名が本講座を修了しました。あわせて、行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を取得することを目的とした研修会を開催し、県・市町の営繕担当・事業課担当職員17名が参加しました。

また、非住宅建築物における県産材需要を獲得するとともに、県内設計士の木造設計に関する技術力向上を図るため、新たに「木造非住宅設計支援事業」を創設し、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物の設計支援を行いました。

さらに、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、10件の相談対応を行うなど、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、県立特別支援学校寄宿舎（津市）や熊野灘臨海公園 城ノ浜プール&ビーチ センターハウス（紀北町）等、県が整備した21施設において393.4m³、柏崎消防センター（大紀町）や川越町ボランティア活動拠点施設ささえあい（川越町）等、市町などが整備した9施設において86.7m³となりました。



県立特別支援学校 寄宿舎（津市）



熊野灘臨海公園 城ノ浜プール&ビーチ センターハウス（紀北町）

（5）持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる未利用間伐材等の有効活用を図るため、木質バイオマス発電や熱利用など、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域活性化にも資する「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和5年度の取組】

県内では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく認可を受けた木質バイオマス発電所が6か所稼働しており、県内未利用間伐材等のエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、NPO等と連携して木の駅プロジェクトの取組を推進しました。

その結果、県内5地域の木の駅プロジェクトから、約2,900tの木材が出荷されました。

（6）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業者や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和5年度の取組】

林業研究所では、近年市場に流通する大径材の利用を促進するため、中大規模の非住宅建築物に大断面材をあらわしで使うための乾燥技術の開発に取り組んでおり、令和5年度は、スギ大断面正角材の生産におけるドラインゲットや中温乾燥の条件の検証を行い、材色劣化や表面割れ、内部割れなどが少ない、材質の良い材を生産する技術について検討を行いました。

この結果、既往の平角（梁桁）材の乾燥試験では適正であった蒸煮8時間と高温セット18時間の組み合わせによるドラインゲット条件では、表面セット効果が得られず、表面割れが発生しました。このため、大断面正角材に応じた適正なドラインゲット条件を確立する必要があることがわかりました。また、梁桁材と同じく、大断面正角材を効率よく乾燥させるには、乾燥前の比重による選別が有効であることがわかりました。



スギ大径材

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度目標 (2028年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,549千人	1,360千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	23市町	20市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	200人・団体	204人・団体	300人・団体

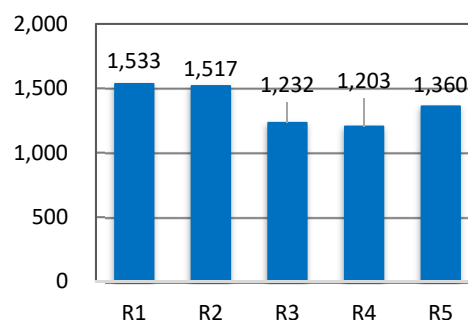
【令和5年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復しつつあり、前年度から157千人増加し、1,360千人となりました。

今後も、森林文化及び森林環境教育の振興を図るため、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組み、森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位：千人)



(2) 森林環境教育支援市町数

「みえ森と緑の県民税」を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度から1市増加し、20市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者のあっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和5年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から22人・団体増加して204人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブの指導員など、新たな主体による森林教育の取組が進むよう働きかけを行います。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3－(1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていること等、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和5年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。

また、「第10回みえの森フォトコンテスト」を開催し、子ども達から応募のあった280作品から28点(小学校・中学校それぞれで、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点)を入選作品として表彰し、公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツアーの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和5年度の取組】

関係市町や「伊勢志摩国立公園エコツアー推進協議会」と連携し、自然体験活

動の資質向上に向けて、地域資源の持続的な活用の推進等をめざした自然体験活動促進計画の策定を進めるとともに、ガイド能力向上のための研修会開催などの活動支援を行いました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを24回開催しました。



自然体験ツアーの開催(大台町)

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和5年度の取組】

自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するための制度を推進し、令和5年度末時点で、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんな自然を守る活動認証制度」の認証団体数は7団体、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」の認定団体数は43団体となりました。

また、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、

5 団体が4.6haの森林整備や竹林整備を実施しました。

さらに、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、伊賀市等、5市町で里山や竹林の整備が行われました。

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

また、木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和5年度の取組】

公益社団法人三重県緑化推進協会による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、南伊勢町のイチョウ等、11市町(21箇所)で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導などを行いました。



緑地等適正管理事業（いなべ市大安町 大井田の桜並木）

【基本施策3－（2）】 森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽に触れあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成などを行います。

（１）森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和5年度の取組】

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育や森づくり活動に関する相談対応や森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）等を行っており、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で、森林教育の活動支援（出前授業）を行いました。

（２）森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和5年度の取組】

三重県民の森及び三重県上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、三重県民の森で105回、三重県上野森林公園で146回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会などの場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、16市町が教育文化施設に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組まれました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触れ、森林教育に気軽にアクセスできる施設として、津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、川越町、度会町に所在する子育て支援センターなど15施設を「みえ森林教育ステーション」に認定しました。



みえ森林教育ステーション（川越町）

（3）森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図り、身近な木・森・自然から学び地域の人・

文化をつなぐ森林教育について考え話し合う場とすることを目的に「第2回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、松阪市等、15市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。



第2回みえ森林教育シンポジウム
（幼児教育・保育セッション）



尾鷲ヒノキ等を活用した保育園児等への山育事業
（尾鷲市）

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
森林づくり活動への参加団体数	119団体	119団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	40者	43者	80者
三重の森林づくりへの関心度	40.0%	46.6% ※	50.0%

※令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度の実績値は傾向を把握するための参考数値となります。

【令和5年度評価】

(1) 森林づくり活動への参加団体数

県民による森林づくりを活性化するため、「みえ森づくりサポートセンター」登録団体や、「みえ森と緑の県民税」を活用する団体の活動を支援しました。

また、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、令和5年度末時点で119団体となりました。

今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援していきます。

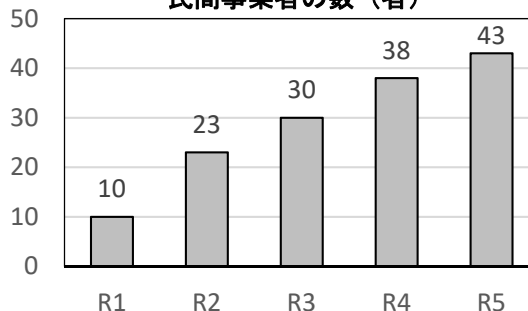
(2) 新たに木づかいに取り組む

民間事業者等の数

観光業界や飲食店等に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が5者増加し、令和5年度末時点で43者となりました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

指標：新たに木づかいに取り組む民間事業者の数(者)



(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、46.6%の方が「関心がある」と回答しました。

今後も引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策4－(1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

<「企業の森」の実績(令和6年3月末時点)>

開始年度	企業名(活動地)	面積(ha)
平成18	シャープ(株)三重工場(多気町)	2.17
平成19	損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市)	0.41
平成20	(株)百五銀行(津市)	0.54
平成21	エレコム(株)(尾鷲市)、三菱重工サーマルシステムズ(株)(紀北町)	18.70
平成22	住友理工(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、NTT西日本(株)三重支店(津市)	14.29
平成23	エレコム(株)(志摩市)	8.15
平成26	味の素AGF(株)(亀山市)、TOYO TIRE(株)桑名工場(東員町)	21.65
平成28	東邦ガス(株)(大台町)	0.62
平成29	トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)コメダ(菰野町)、井村屋グループ(株)(津市)、(株)ホンダロジスティクス(菰野町)	46.60
平成30	(株)百五銀行(多気町)、(株)エイチワン(亀山市)、(株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	7.11
令和元	(株)宇城組(御浜町)、北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.64
令和2	横浜ゴム(株)(度会町)	2.66
令和3	(株)鈴鹿(菰野町)	4.50
令和4	(株)ダイダン(菰野町)、(公財)ニッセイ緑の財団(津市)	6.96
令和5	本田技研工業(株)(菰野町)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(菰野町)、読売リサイクルネットワーク(多気町) オムロンヘルスケア(株)(松阪市)	8.86
計	30箇所	156.86
活動終了	(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)、全労済三重県本部(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)、中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、(株)第三銀行(松阪市)、(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)、JAバンク三重(津市)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)、楽天(株)(菰野町)、JAバンク三重(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)、JAバンク三重(菰野町)、(公財)イオン環境財団(松阪市)、JAバンク三重(大紀町)	33箇所

【令和5年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、菰野町、多気町及び松阪市において、新たに4件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、「みえ森づくりサポートセンター」において、森づくり活動団体等からの12件の相談に対応しました。

(2) 緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和5年度の取組】

公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、「緑の募金」街頭キャンペーン

を実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、公益社団法人三重県緑化推進協会との共催で、「令和6年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」を開催しました。コンクールには、県内の小中学校38校から合計276点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した6作品を、「公益社団法人国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、三重トヨペット株式会社の「第48回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、多気町や県立高等学校、県立特別支援学校等へヤマザクラ等の苗木を合計243本配布しました。

【基本施策4－(2)】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和5年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を9回開催しました。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用

に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

【令和5年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに5事業者を登録し、令和5年度末時点の登録者数は43事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	深緑茶房 名古屋店
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス
11	R2.4.8	三重テレビ放送株式会社
12	R2.4.22	マエダ社労士事務所
13	R2.4.23	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット
14	R2.7.13	まるてん有限会社 かつおの天ぱく
15	R2.7.19	一般社団法人志摩市観光協会
16	R2.8.27	松坂城 月見やぐら
17	R2.9.7	KANPAI ISESHIMA
18	R2.9.18	三重トヨペット株式会社
19	R2.10.1	株式会社ライフ・テクノサービス
20	R2.10.30	株式会社コメダ
21	R2.11.5	株式会社宮忠
22	R2.11.13	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
23	R2.12.1	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
24	R3.9.15	お菓子のじかん RUCIEN
25	R3.9.16	味の素株式会社 東海事業所
26	R3.9.17	ヴィゾンホテルマネジメント株式会社
27	R3.11.1	株式会社カーゾック kiond
28	R4.1.13	トヨタカローラ三重株式会社
29	R4.1.27	清水清三郎商店株式会社
30	R4.3.18	新割烹 柚子

31	R4.4.1	レストラン カルティベート
32	R4.5.16	鳥羽ビューホテル花真珠
33	R4.5.25	水族館 伊勢シーパラダイス
34	R4.7.1	オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所
35	R4.8.8	有限会社みよしや
36	R4.8.8	リラクゼーションジラク
37	R5.3.7	株式会社御福餅本家
38	R5.3.16	金川珈琲
39	R5.7.5	一般社団法人つちからみのれ
40	R5.8.22	株式会社三十三銀行
41	R5.9.1	Hotel 津 Center Palace
42	R5.9.1	ホテル ザ・グランコート津西
43	R6.2.21	株式会社トーエー

然と人が調和する植樹祭」を開催し、43人が植樹活動に参加しました。

植樹には、公益財団法人岡田文化財団が取り組む、三重県「さくらプロジェクト」により寄贈されたソメイヨシノ50本を使用しました。



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式



県民参加の植樹祭（青山ハーモニー・フォレスト）

【基本施策4－（3）】

三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

（1）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和5年度の取組】

公益社団法人三重県緑化推進協会とともに、令和5年11月18日に青山ハーモニー・フォレストにおいて、県民参加の植樹祭「自

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を令和元年度から5年後の令和5(2023)年度として、その進捗管理を図ることとしています。

1 緑の循環プロジェクト

【成果指標 皆伐後の更新率】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
100%	100%

【プロジェクトの概要】

森林の多面的機能を維持するためには、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとする必要があります。植栽本数や下刈り回数を見直しを行うほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムやコンテナ苗の導入など、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めつつ、ニホンジカによる食害対策等、的確な獣害対策を講じる必要があります。

このため、市町と連携し、伐採箇所について、衛星デジタル画像等を用いた伐採状況の確認や確実な更新に係る状況把握に努めるとともに、一貫作業システムやコンテナ苗等の導入、ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及などを進めることとしています。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「皆伐後の更新率100%」の達成に向けて、「みえ森と緑の県民税」を活用した森林再生力強化対策事業において、森林所有者等が行う獣害防護柵の設置に対する支援の強化や衛星デジタル画像を用いた伐採状況の確認等に取り組みました。この結果、令和5年度末時点での皆伐後の更新率は100%となり、目標を達成しました。

【今後の課題】

今後も、皆伐地の確実な更新を図り、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくため、皆伐地に植栽された苗木のニホンジカ等による食害対策を進めるとともに、獣害や気象害等の被害を受けた植栽地の森林への早期回復に向けた取組を推進していく必要があります。

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

【成果指標 災害緩衝林整備事業実施数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
150箇所	150箇所

【プロジェクトの概要】

県では、「みえ森と緑の県民税」を活用し、崩壊土砂流出危険地区内の溪流沿いの一定幅の森林を「災害緩衝林」として整備することで、災害発生時の土砂や流木の流下を緩和軽減する機能を高めるほか、豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を進めています。

しかしながら、全国的には豪雨災害による土砂や流木による被害が頻発しており、本県においても現在の取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進め、災害への備えを高める必要があります。

このため、プロジェクトでは、災害緩衝林の整備及びその効果検証、流木捕捉式ダム等の設置を検討するとともに、流域全体の防災機能を強化するため、災害緩衝林整備区域の隣接地等で、崩壊による土砂流出の危険性が高い箇所で行う森林整備を進めることとしています。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「災害緩衝林整備事業実施数 累計150箇所」の達成に向けて、令和5年度は11市町、28箇所において、流木となる恐れのある危険木4,334m³の除去と、溪流沿いの山腹で、流木

や土砂の流出を抑止するための調整伐130haを実施しました。この結果、令和5年度末時点での災害緩衝林整備事業実施数は累計で150箇所となり、目標を達成しました。

また、災害緩衝林整備事業の実施箇所周辺において、根系や下層植生の発達を促進する森林整備を実施するとともに、市町庁舎等におけるパネル展示やホームページでの事業紹介などによって、災害に強い森林づくりの取組をPRしました。

【今後の課題】

台風や近年の局地的豪雨などの異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、災害に強い森林づくりの必要性は依然として高い状況にあることから、引き続き、災害緩衝林の整備や流域全体の防災機能強化を進めるとともに、航空レーザ測定の成果を活用して、優先的に整備すべき森林を抽出するなど、効率的な森林整備に取り組む必要があります。

3 次世代型森林情報活用プロジェクト

【成果指標 航空レーザ測量面積(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
1, 200km ² (12万ha)	2, 864km ² (29万ha)

【プロジェクトの概要】

航空機から地上にレーザを照射して地上の状態を詳細に計測できる測量技術を活用し、森林資源や地形の詳細な情報を把握することで、計画的な森林経営や未整備森林の抽出、地形解析による災害の発生危険地評価等への応用が可能となっています。

このため、航空レーザ測量によって正確かつ詳細な森林資源情報を把握し、その解析結果を県の森林クラウドシステムに搭載することで、市町や林業事業体が正確かつ客観的なデータに基づいた効果的・効率的な森林整備を進めることを促進します。

【5年間の取組成果】

プロジェクトの成果指標である「航空レーザ測量面積 累計1,200km²」の達成に向

けて、令和5年度末までに、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市、紀北町、尾鷲市、御浜町、紀宝町の19市町で航空レーザ測量成果を用いた森林資源情報の解析を行いました。この結果、令和5年度末時点の解析面積は累計で2,864km²となり、目標を達成しました。

また、航空レーザ測定の成果を効果的に活用していくため、森林経営管理制度に取り組む市町担当者や、林業関係事業者向けに研修会を開催しました。

【今後の課題】

市町や林業事業体が効果的・効率的に森林整備を進めていくためには、正確かつ詳細な森林資源情報が重要となることから、今後も県内全域でのデータ整備に向けて、航空レーザ測量及び解析を計画的に進めるとともに、解析結果の活用に関する研修の開催や森林クラウドシステムへの搭載など、有効に活用できる環境を整えていく必要があります。

4 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

【成果指標 みえ森林・林業アカデミー受講者数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
120人	95人

【プロジェクトの概要】

平成29年3月に策定した「三重県林業人材育成方針」をふまえ、新たな視点や多様な経営感覚を持って森林・林業を取り巻く厳しい状況を打開し、さらには、地域振興の核となる人材の育成を実現する新たな林業人材育成機関として、平成31年4月にみえ森林・林業アカデミーが本格開講しました。

アカデミーでは、林業に従事する方々が、その組織において果たすべき役割に応じた3つの育成コース(ディレクター、マネー

ジャー、プレーヤー)を設定し、働きながら学ぶシステムを特徴としています。

また、森林経営管理法の制定等、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっていることから、市町職員の人材育成を支援します。

【5年間の取組成果】

みえ森林・林業アカデミーにおいて、基本コースであるディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの3コースを運営し、次世代を担う林業人材の育成に取り組みましたが、基本コースは既就業者を対象としていることにより受講者の業務上の都合や、新型コロナウイルス感染症により受講を辞退する者が生じたことが影響し、令和5年度末時点でみえ森林・林業アカデミー受講者数は累計で95人となり、目標は達成できませんでした。

【今後の課題】

今後想定される増加する森林整備や多様化する森林へのニーズに対応できる林業人材を確保するため、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズの把握やカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、みえ森林・林業アカデミー棟の充実した教育環境を十分に活用した担い手の育成を進める必要があります。

また、主伐後の再生林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、他業種の企業等の参画を促すなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要となります。

5 A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

【成果指標 競争力強化の取組数(累計)】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
5取組	5取組

【プロジェクトの概要】

本県では、平成30年3月に紀伊半島初となる大型合板工場が操業を開始するとともに、

複数の木質バイオマス発電所が稼働するなど、合板用のB材や木質バイオマス燃料用のC材の大口かつ確実な需要が見込まれています。

これらB・C材は、主に木材の中で最も収益性の高い製材用等のA材に付随して生産されることから、B・C材を安定的に供給し、素材生産量を増大させるためには、A材の安定的な生産と流通が必要です。

このため、製材用原木と製材品を対象とし、これらの需要拡大に向けて意欲と能力のある素材生産業者や木材市場、製材事業者等が主体的かつ積極的に販路を開拓するとともに、事業者の競争力(品質、安定供給、営業力等)を強化するためのサプライチェーンの構築や人材育成を進めます。

【5年間の取組成果】

県産材需要の獲得や事業者の競争力強化を図る取組として、川上から川下の関係者の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンを強化するとともに、中大規模木造建築設計セミナーの開催や木造非住宅建築物の設計支援による県内設計士の育成、県産材を活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」による県産材の使用事例のPRに加え、新たに「木造非住宅設計支援事業」を創設し、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物の設計支援を行いました。

この結果、令和5年度末時点での競争力強化の取組数は累計で5取組となり、目標を達成しました。

【今後の課題】

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少トレンドにあるなか、県や市町による「木材利用方針」の策定や「森林環境譲与税」の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなるA材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達課題となることから、安定的かつ効率的に

木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

6 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

【成果指標 みえ木育ステーション認定数（累計）】

令和5年度目標 (2023年度)	令和5年度実績 (2023年度)
29箇所	29箇所

【プロジェクトの概要】

本県では、平成18年度から森林環境教育を、平成27年度からは木育を推進しており、平成28年度にはこれらの取組をより一層拡充するため、みえ森づくりサポートセンターを開設し、森のせんせいをはじめとする森林環境教育指導者の育成のほか、森林ボランティアの育成、木育イベント ミエトイ・キャラバンを展開しています。

このような取組を進める中、地域に密着した活動が必要となっているほか、野外体験保育や乳幼児期から木に触れる体験等の対象を未就学児にも広げて欲しいといった声や、木製遊具や玩具に常時触れ合える場所の設置を求める声が上がっています。

このため、県内の既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を整備するとともに、整備された施設において森林環境教育・木育活動を展開するためのソフト面でのサポートに取り組むこととしています。

なお、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に、「みえ森林教育ビジョン」を策定しました。

【5年間の取組成果】

森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に気軽にアクセスできる施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する制度に基づき、令和5年度は、市町の子育て支援施設等の15施設を新たに認定し、認定施設数は累計で29施設となり、目

標を達成しました。

また、木製の遊具や玩具、森林や木に関する絵本等、認定の際に必要な物品の整備について、みえ森林教育ステーション整備支援事業により支援しました。

さらに、県民の皆さんに木に触れていただく機会を創出するため、「ミエトイ・キャラバン」の出展を8回実施しました。

【今後の課題】

子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けては、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実など、学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、「みえ森林教育ステーション」の整備による森林や木に気軽に触れられる場の拡大に取り組む必要があります。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ

るであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

Ⅱ 用語説明

ア 行

● ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

● 一貫作業

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

● 意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

● A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

● エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

● SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

● NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

● OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略。自然公園等の既存の保護地域以外で民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域のこと。

カ 行

● 階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

● 環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

● 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を90°ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の私有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成30年5月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成31年4月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画な

どがある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業者等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生き物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区) に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪床勾配を緩和して溪床や溪岸の侵食を防止したり、溪床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、山土場と出荷先の間で設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源の涵養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和 3 年 4 月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術や ICT 等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50 年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

**三重の森林づくり実施状況報告書
(令和5年度版)**

令和6年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070

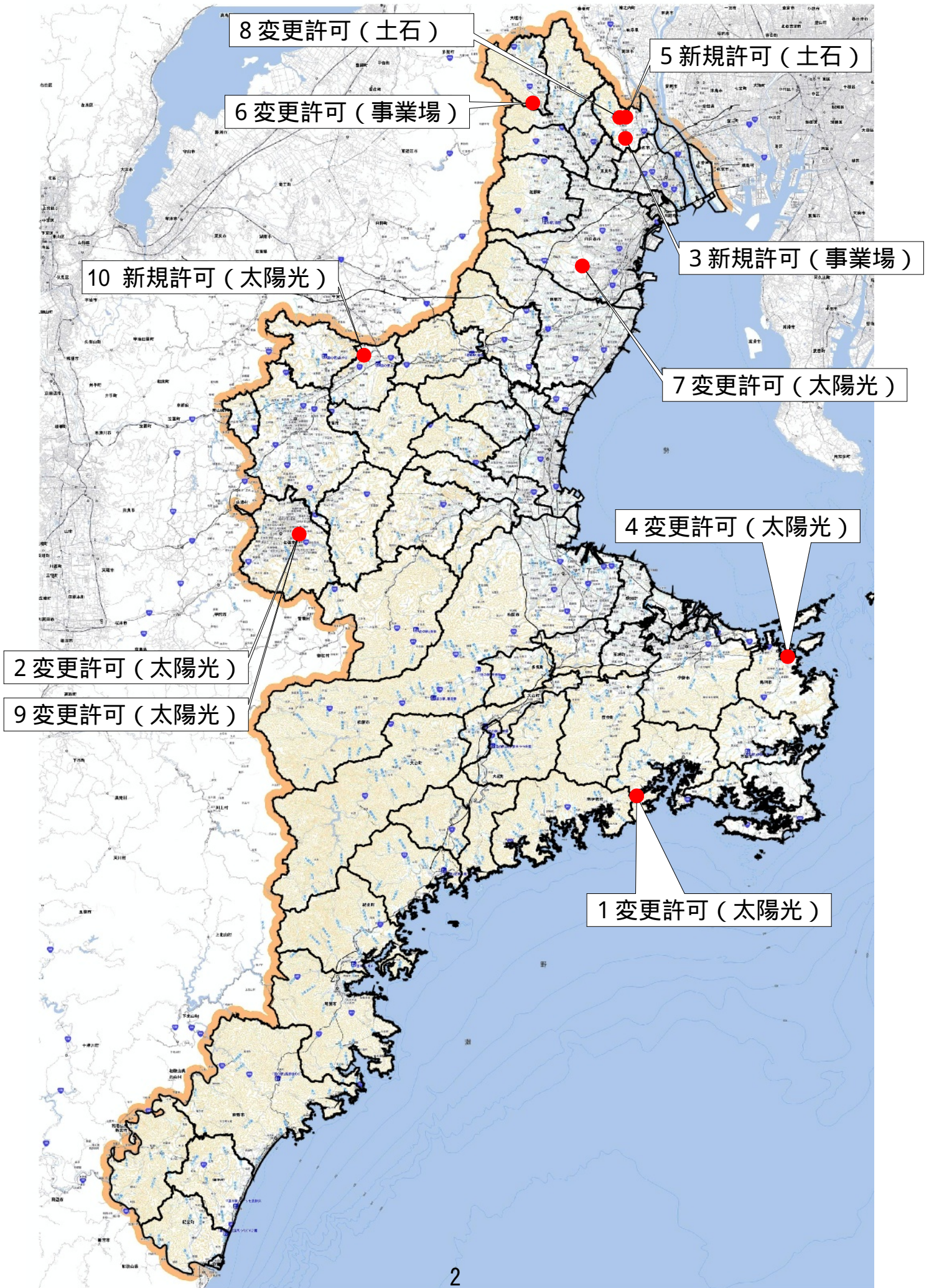
【資料3】

林地開発行為（森林審議会への諮問対象外）に係る処分状況
の報告について（令和5年度分）

令和5年度諮問対象外林地開発行為処分状況一覧表

整理番号	新規・変更	申請日 (許可日)	申請者	林地開発行為に係る森林の所在場所	林地開発行為の目的	開発に係る 森林面積 (ha)	処分 内容
1	変更	R5.1.31 (R5.5.9)	千代田区丸の内一丁目8番2号鉄鋼ビルディング4階 合同会社Blue Power 南伊勢 代表社員 南伊勢太陽光発電所合同会社 職務執行者 中川 真太郎	度会郡南伊勢町相賀浦字地獄谷662-3 ほか2筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	11.8652	許可
2	変更	R5.3.3 (R5.5.17)	神戸市垂水区名谷町2267番地1 丸山工務店株式会社 代表取締役 丸山 生朗	名張市下比奈知字山田3515-2 ほか10筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	2.0032	許可
3	新規	R5.3.9 (R5.4.28)	東京都中央区京橋三丁目1番1号 合同会社 桑名ロジスティクス 代表社員 レイアセット株式会社 職務執行者 岡野 旅人	桑名市多度町御衣野字新明谷3324番地 ほか47筆	工場・事業場の設置	4.5206	許可
4	変更	R5.11.16 (R6.1.10)	千代田区大手町1丁目1番地1号大手町パークビルディング7階 センター・エナジー株式会社 代表取締役 山中 正	鳥羽市安楽島町字橋之詰1331-80番 ほか5筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	4.894	許可
5	新規	R6.1.26 (R6.3.1)	桑名市大字蛸塚新田328番地 水谷建設株式会社 代表取締役 水谷 秀雄	桑名市多度町北猪飼字松本1293番地 ほか5筆	土石等の採掘	2.8462	許可
6	変更	R5.11.10 (R5.12.6)	いなべ市藤原町東禅寺130番地1 三重太平洋鋳業株式会社 代表取締役社長 大嶋 正士	いなべ市藤原町下野尻字大平野1077番地 ほか12筆	工場・事業場の設置	1.5359	許可
7	変更	R6.2.21 (R6.3.19)	鈴鹿市高岡町654番地の1 合同会社地域共生発電所 代表社員 一般社団法人地域共生発電所 職務執行者 本郷 雅和	四日市市貝家町字大塚706番地 ほか219筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	9.0637	許可
8	変更	R6.2.22 (R6.3.14)	桑名市多度町猪飼1251番地11 株式会社旭興業 代表取締役 谷 健太郎	桑名市多度町猪飼字山中1251-7 ほか34筆	土石等の採掘	9.1498	許可
9	変更	R5.11.28 (R6.3.5)	神戸市垂水区名谷町2267番地1 丸山工務店株式会社 代表取締役 丸山 生朗	名張市下比奈知字山田3515-2 ほか10筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	1.9816	許可
10	新規	R5.9.7 (R5.12.5)	名古屋市中区千代田三丁目15番12号 合同会社OTS 代表社員 百目木 努	伊賀市野村字新徳539-2 ほか41筆	工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)	3.4264	許可

令和5年度諮問対象外林地開発行為位置図



第 4 号様式

概 要 調 書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農 地 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
施設用地	8.2524	0.7181	0.2162	9.1867	48.9
道路	0.3500	0.0473	0.0496	0.4469	2.4
洪水調整池	1.2238	0.1880	0.0206	1.4324	7.6
法面・擁壁等	0.0827	0.0178	0.0091	0.1096	0.6
造成緑地	1.4840	0.1564	0.2320	1.8724	10.0
造成森林	0.4723	0.0411	—	0.5134	2.7
残置森林	4.5062	0.6238	0.0888	5.2188	27.8
合 計	16.3714	1.7925	0.6163	18.7802	
割 合	87.2 %	9.5 %	3.3 %		100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面：切土 1：1.2、

高さ 5m ごとに幅 1m の小段、高さ 15m ごとに幅 3.0m の小段

盛土 1：1.8、高さ 5m 以下

(2) 土砂流出の防止

調整池	工事中		工事後	
	沈砂施設貯 砂量 m3	土砂流出量 m3 (安全率)	沈砂施設貯 砂量 m3	土砂流出量 m3 (安全率)
1 号	525	498 (1.05)	525	498 (1.05)
2 号	562	543 (1.03)	562	544 (1.03)
3 号	880	704 (1.25)	880	704 (1.25)
4 号	76	71 (1.08)	76	71 (1.08)
5 号	54	49 (1.11)	54	49 (1.11)
6 号	83	75 (1.11)	83	75 (1.11)
7 号	36	34 (1.08)	36	34 (1.08)

浚渫頻度： 工事中：年 2 回 、工事後：年 1 回

(3) 水の処置

流出係数 : 0.8 ※不浸透面積率 40%未満 (33.2%) による

調整池	計画貯水量 m ³	最大貯水量 m ³
1号	10,311.21	10,427.08
2号	11,370.11	11,653.39
3号	13,510.60	14,016.63
4号	1,638.17	1,714.20
5号	1,065.51	1,133.30
6号	1,590.51	1,692.18
7号	709.85	787.86

3 水の確保

農業用水等に直接依存する地域なし
放流先に濁水フィルターを設置

4 環境の保全

森林率 30.7%、残置森林率 27.5%

造成森林はカシ (H=1.0m) 2,000 本/ha 以上

残置森林や緑地帯の確保、法面含む造成面の緑化、人工物は低彩度・低明度のものを採用し、突出させない

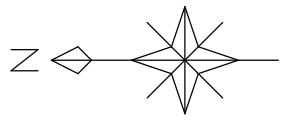
切土面は厚層基材吹付、敷地全体に種子吹付

5 市・町長等の意見

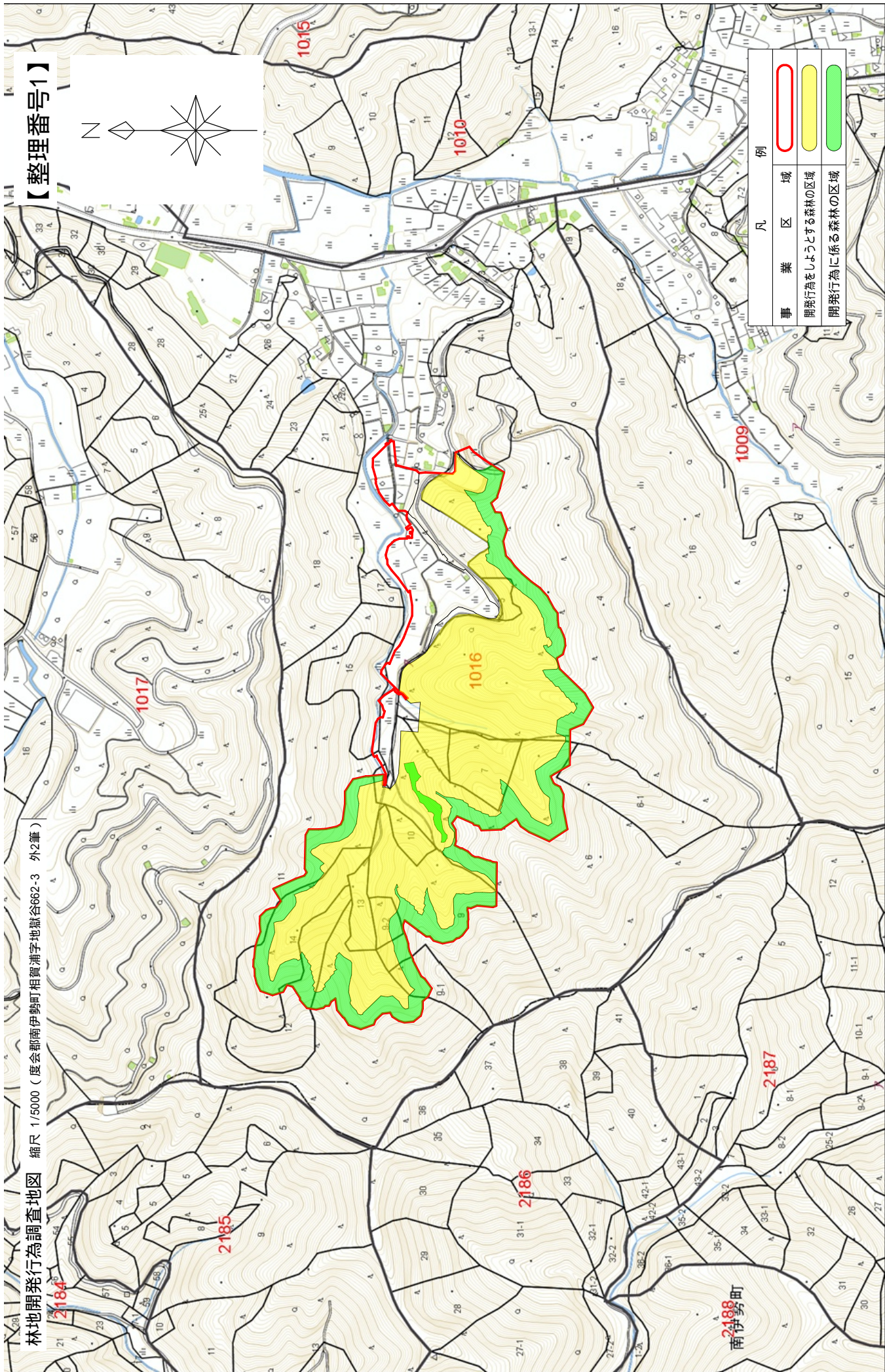
関係法令の遵守、周辺地域 (住民、環境、漁業、火災予防) への配慮、赤道・水道の明確化、法面崩落の対応、林道の維持管理に関する協議

【整理番号1】

林地開発行為調査地図 縮尺 1/5000 (度会郡南伊勢町相賀浦字地獄谷662-3 外2筆)



凡	例
事業区域	
開発行為をしようとする森林の区域	
開発行為に係る森林の区域	



第4号様式

概要調書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象 森林 ha	農地 ha	その他 ha	合計 ha	割合 %
管理道路	0.0698	—	0.0011	0.0709	2.1
造成森林	0.0994	—	0.0184	0.1178	3.5
調整池兼沈砂池	0.0320	—	0.0919	0.1239	3.7
太陽光パネル設置	1.8020	—	0.4861	2.2881	68.5
残地森林	0.6944	—	0.0432	0.7376	22.1
合計	2.6976	—	0.6407	3.3383	100.0
割合	80.8 %	—	19.2 %	100.0%	

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法勾配を 1:1.8 H=5.0 ごとに小段を設ける。
 種子吹付工 小段排水及び縦排水等を設置する。

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量:146.3m³

土砂流出量: 工事中:129.5m³ 浚渫 6 回/年、 工事後:95.82m³ 浚渫 1 回/年

(3) 水の処置

調整池兼沈砂池 計画貯水量 2,556m³ 最大貯水量 2,632m³

流出係数 0.9

3 水の確保

放流先の水路等に水利権者はおらず、当該開発区域に直接、この水源を依存している地域はないため特段の対策は実施しないが、濁水対策として沈砂池を設置する。

4 環境の保全

森林率 30.1% 残地森林率 25.7%

造成森林は、マツ H=1.0m 240 本を植栽する。

種子吹付工

5 市・町長等の意見

当開発行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生、水害、水の確保に著しい支障、環境の悪化のおそれがないこと。

第4号様式

概要調書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	山 林 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
建物用地	2.5720	0.4512	1.8087	4.8319	48.6
道路・水路他	0.3795	0.0540	0.1228	0.5563	5.6
県道用地	0.0009	0.0086	0.0000	0.0095	0.1
緑地・広場	0.0431	0.1100	0.1773	0.3304	3.3
調整池・溜池	0.0830	0.0000	0.7312	0.8142	8.2
造成森林	0.4000	0.0318	0.0400	0.4718	4.7
法面緑地	1.0421	0.3880	0.0772	1.5073	15.1
残地森林	1.0687	0.3003	0.0674	1.4364	14.4
合 計	5.5893	1.3439	3.0246	9.9578	-
割 合	56.1 %	13.5 %	30.4%	100.0%	100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面の勾配 切土・盛土 1:1.8、小段の設置 5m ごと W=1.5m

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量 3,846m³、土砂流出量 3,457m³（安全率 1.11）

(3) 水の処置

調整池 計画貯水量 13,110m³、最大貯水量 13,562m²

流出係数 0.9

3 水の確保

開発地の上流の溜池を農業用水として使用しているため、用水路のルート変更を行い、調整池に隣接する溜池を設け、用水の利用に影響がないようにしている。

4 環境の保全

森林率 27.6%、残地森林 19.1%

事業地の周辺に幅 10m の残地森林等配置し、造成森林については樹高 1.0m を ha 当り 2,000 本植栽、法面緑地は種子吹付を行う。

5 市・町長等の意見

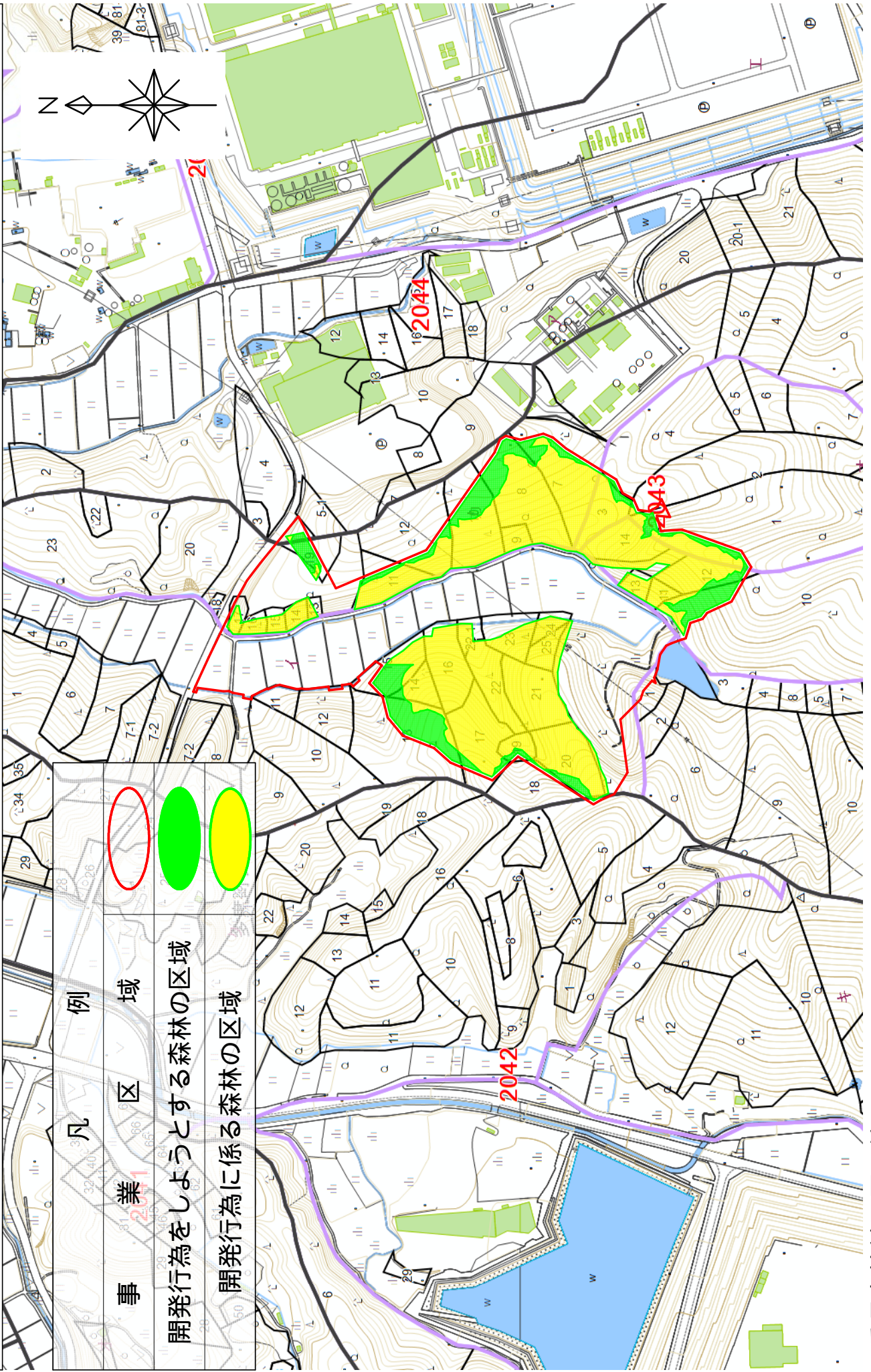
桑名市長から

・開発区域に隣接する山林への影響に配慮した設計に基づき施行いただきたい。

・開発区域について埋蔵文化財包蔵地（神明谷古墳）及び天然記念物ヒメタイコウチ分布域（タイプⅠ・Ⅱ）に該当するが、令和2年に実施した調査では、いずれも確認されていない。

工事中に文化財が発見された場合は、ただちに工事を中止し、教育委員会に届け出て、その指示に従うこと。

林地開発行為調査地図



三重県森林計画図（縮尺1/5,000）

第 4 号様式

概 要 調 書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農 地 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
敷地造成	2.1351	-	-	2.1351	31.0
造成森林	0.0287	-	-	0.0287	0.4
造成緑地	2.4474	-	-	2.4474	35.6
調整池	0.1454	-	-	0.1454	2.1
通路	0.1374	-	-	0.1374	2.0
残置森林	1.9888	-	-	1.9888	28.9
合 計	6.8828	-	-	6.8828	
割 合	100.0 %	%	%	%	100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面：切土 1：1.5、盛土 1：1.8、5m ごとに小段設置、植生マット施工
平地：傾斜 15～18%で整地、土または採石敷

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量： 工事中：497m³ 、工事後：402m³
土砂流出量（安全率） 工事中：455m³（1.09）、工事後：341m³（1.18）
浚渫頻度： 工事中：年 3 回 、工事後：年 2 回
放流口に汚濁防止フィルター、粗朶を設置

(3) 水の処置

流出係数：0.8 ※不浸透面積率 40%未満（33.2%）による
沈砂池兼調整池 計画貯水量：2,978.74m³、最大貯水量：4,719.25m³

3 水の確保

農業用水の利用あり。地元の自治会及び水利組合と協議済。

4 環境の保全

森林率 29.3%、残置森林率 28.9%、造成森林はシラカシ（H=1.5m）2,000 本/ha

5 市・町長等の意見

関連法令及び許可条件の遵守、騒音・振動及び濁水等の防止対策と発生した場合の措置、緑化の維持管理、地元協議、

林地開発行為調査地図

(鳥羽市安楽島町字橋ノ詰1331-80 外5筆)



第4号様式

概 要 調 書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農 地 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
平地	0.8977	-	-	0.8977	22.3
河川区域	0.3038	-	-	0.3038	7.6
道路工	0.1906	-	-	0.1906	4.7
法面工	0.9607	-	-	0.9607	23.9
沈砂池	0.4602	-	-	0.4602	11.4
水路部	0.0332	-	-	0.0332	0.8
残地森林	1.1454	-	0.0328	1.1782	29.3
合 計	3.9916	-	0.0328	4.0244	-
割 合	99.2%	-	0.8%	100.0%	100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面の勾配：切土 岩の場合 1：0.6、土砂の場合 1：1.5
 小段の設置 5m ごと、W=1.0m

法面が土砂の場合は種子吹付、岩の場合は現状のまま

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量 沈砂池：1,273m³ 調整池 1,259m³

土砂流出量（安全率）：

工事中：998m³（1.28）工事後：646m³（1.95）

(3) 水の処置

調整池 計画貯水量 4,942m³ 最大貯水容量 5,250m³

流出係数 0.82

3 水の確保

水の利用者なしのため、不要

4 環境の保全

森林率 53.8% 残地森林率 28.7%

周囲の景観と調和させるため、造成敷地の周囲に幅 30m以上の林地幅の森林を残置
 造成する森林はスギ・ヒノキを ha 当り 2,000 本を植栽。

一時利用後は植栽し、森林に戻す（平地及び河川区域の一部）。

整理番号5

桑名市多度町北猪飼字松本 地内

5 市・町長等の意見

桑名市長

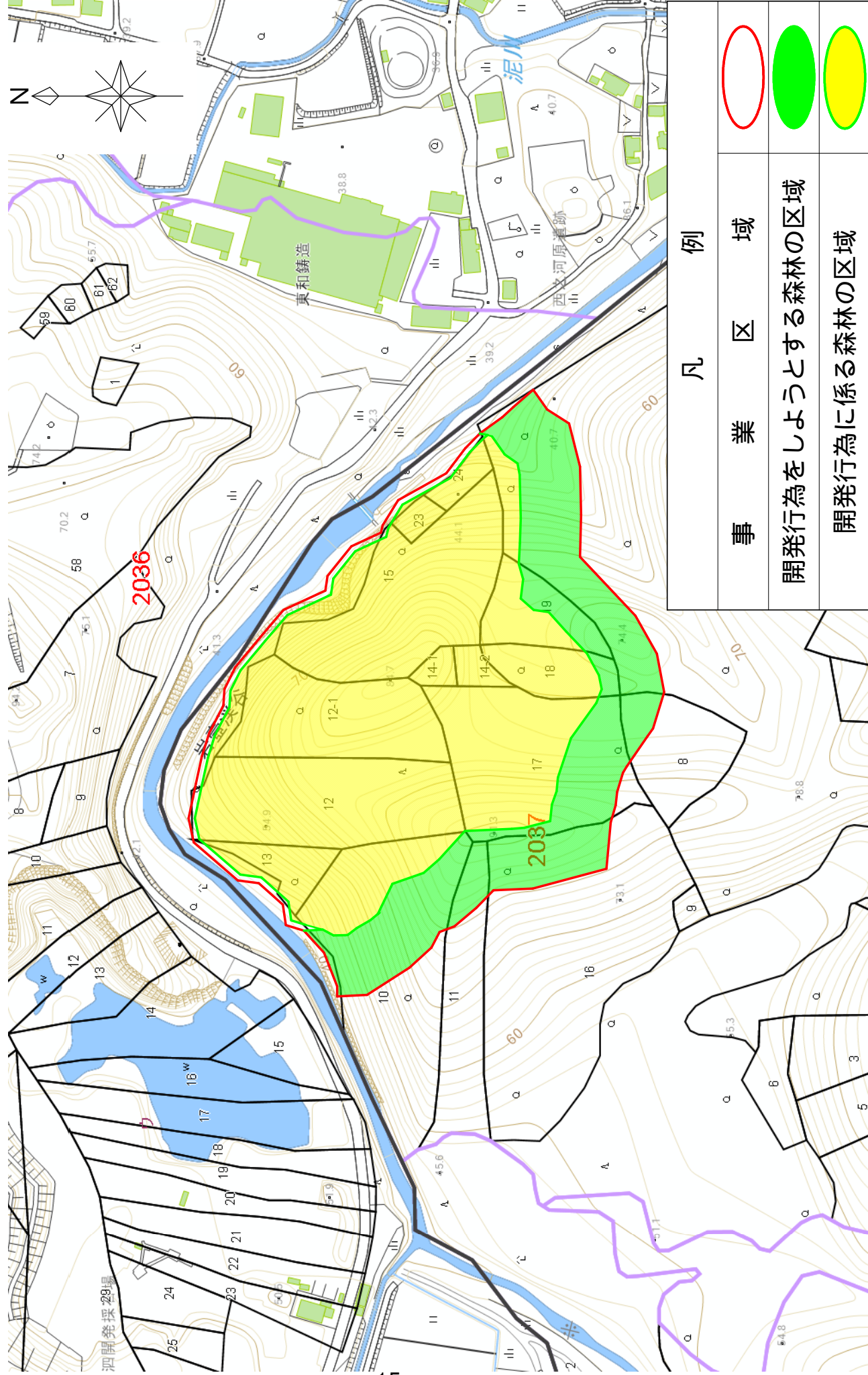
土砂搬入搬出の際に、地域の生活道路について影響のないようにすること。

林地開発行為調査地図

桑名市多度町北猪飼字松本1293番

【整理番号5】

ほか5筆



第4号様式

概要調書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農地 ha	その他 ha	合計 ha	割合 %
造成森林	0.0730	-	-	0.0730	3.5
造成緑地	0.4661	-	-	0.4661	22.4
製品置場	0.4939	-	-	0.4939	23.8
調整池	0.4538	-	-	0.4538	21.9
道路	0.0491	-	-	0.0491	2.4
残地森林	0.5405	-	-	0.5405	26.0
合計	2.0764	-	-	2.0764	-
割合	100.0%	0%	0%	100.0%	100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面の勾配（砂質土・まさ土） 切土 1 : 0.6、盛土 1 : 2.0

小段の設置 5m ごと W=1.5m

(2) 土砂流出の防止

・沈砂施設貯砂量 工事中：1,020m³ 工事後：1,387m³

・土砂流出量（安全率）工事中：932m³（1.09） 工事後：1,371m³（1.01）

工事中は年1回、工事後は10年に1回浚渫

(3) 水の処置

調整池兼沈砂池 計画貯水量 7,464m³ 最大貯水量 9,562m³

流出係数 0.85

3 水の確保

飲料水等の取水施設等なし、造成森林等を配置して流出係数の変化を最小限とする。

4 環境の保全

森林率 29.5% 残地森林率 26.0%

開発地の周辺部に原則として残地森林及び造成森林を配置する。

ツゲ、ヤマザクラ、クマシデ、ユクノキ等の樹種を ha 当り 2,000 本の割合で植栽。

5 市・町長等の意見

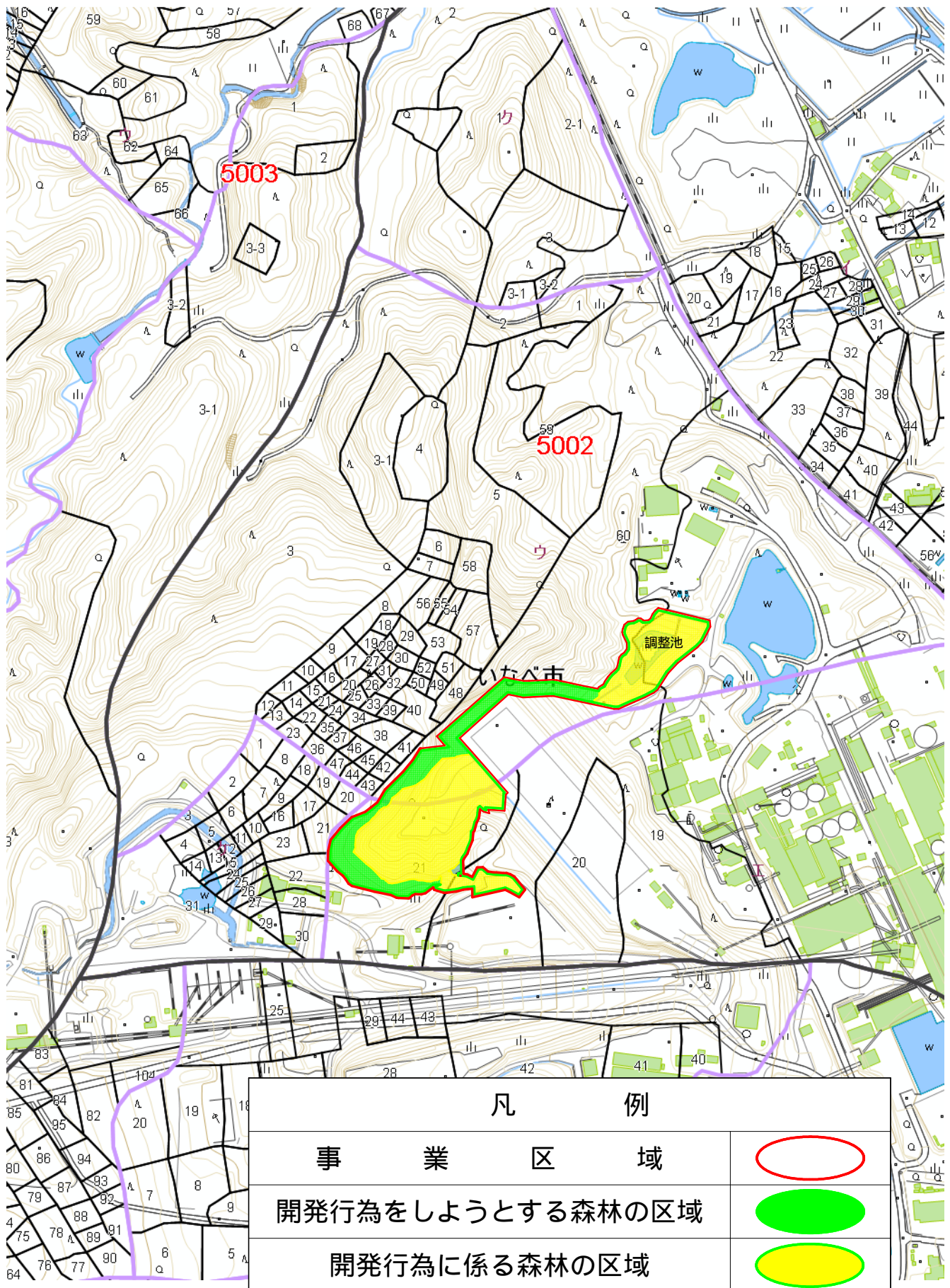
いなべ市長

意見なし

林地開発行為調査地図

【整理番号6】

いなべ市藤原町下野尻字大平野1077番 ほか12筆



凡 例	
事業区域	
開発行為をしようとする森林の区域	
開発行為に係る森林の区域	

第 4 号様式

概 要 調 書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農 地 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
ソーラー利用 可能地	8.2323	0.1470	2.9075	11.2868	58.0
調整池兼沈砂 池	0.3583	0.2187	1.1656	1.7426	9.0
道路用地	0.3258	0.0122	0.3341	0.6721	3.5
発電所用地	0.0144	-	0.0543	0.0687	0.3
水路用地	-	0.0313	0.0003	0.0316	0.2
造成緑地	0.0522	-	0.1234	0.1756	0.9
造成森林	0.0807	-	0.1436	0.2243	1.1
残地森林	4.0410	0.0473	1.1714	5.2597	27.0
合 計	13.1047	0.4565	5.9002	19.4614	100.0
割 合	67.3%	2.4%	30.3%	100.0%	100.0%

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

切土及び盛土は、30度とし、のり高 5.0m 以内ごとに小段を設置する。

植生マット工

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量(3か所の合計):5597m³

土砂流出量(安全率)

工事中:5,203m³(1.08) 浚渫 2回/年

工事完了後:4,693m³(1.08) 浚渫 1回/5年

(3) 水の処置

沈砂池兼調整池(3か所の合計)

計画貯水量 3,6294m³ 最大貯水量 3,6635m³

流出係数 0.9

3 水の確保

- ・水田用水として補助的に利用しているため、調整池の流末は既存の水路に流下させる。
- ・開発による地下水への影響を考慮して、雨水の浸透を遮断する構造物は設置しない。
- ・沈砂池を設置することで濁水の防止を図る。

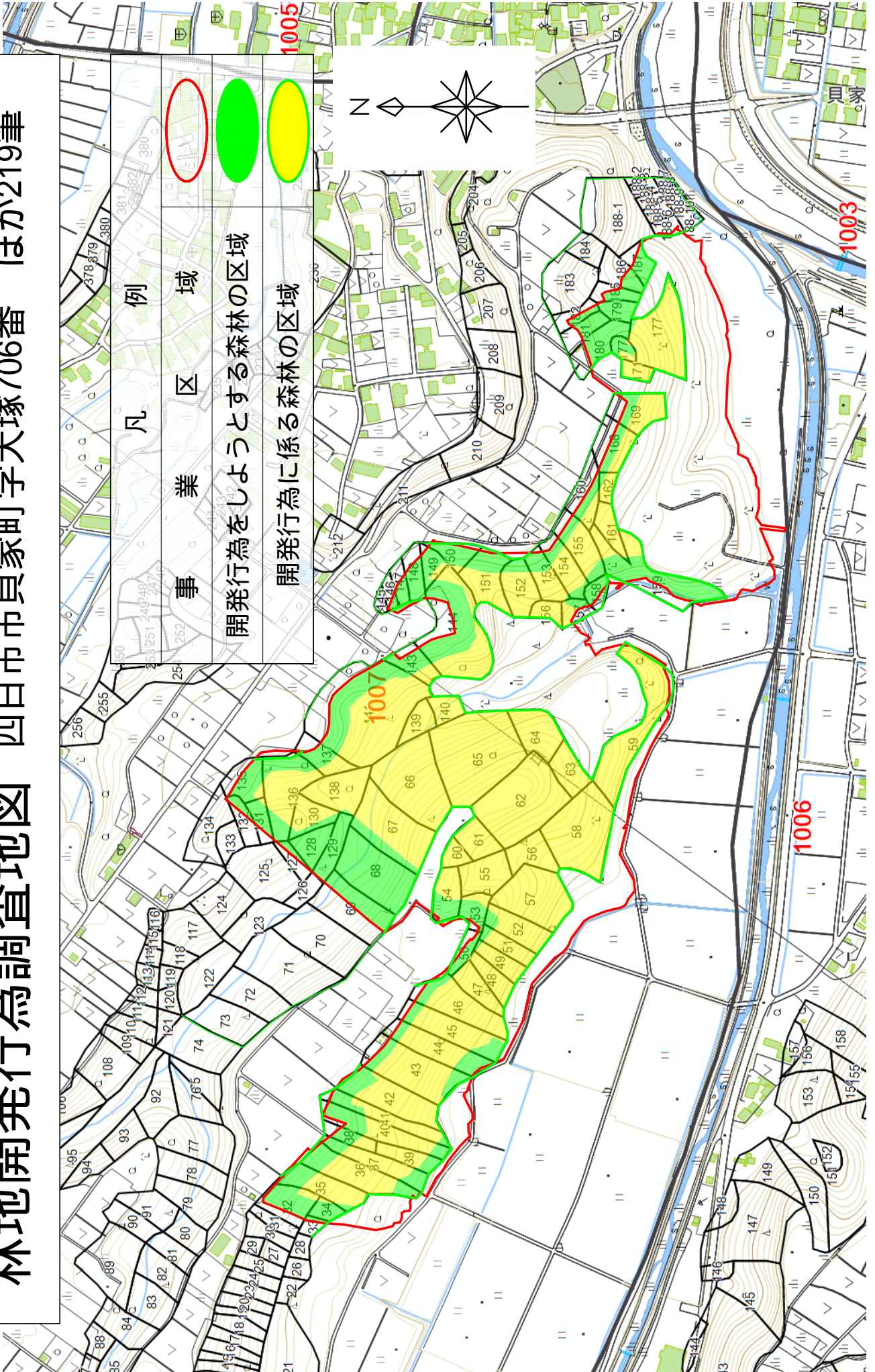
4 環境の保全

森林率 32.5% 残地森林率 30.8% 造成緑地については種子吹付を行う。また、造成森林箇所には樹高 1.0m のアラカシ、クヌギ、コナラなどを 2,000 本/ha の割合で植栽する。

5 市・町長等の意見

- ・ 林地開発区域を必要最小限とするなど自然環境の保全に配慮していただきたい。
- ・ 景観法及び四日市市景観条例に基づく変更の届出が必要です。

林地開発行為調査地図 四日市市貝家町字大塚706番 ほか219筆



第4号様式

概要調書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農地 ha	その他 ha	合計 ha	割合 %
採掘平場 (造成森林)	3.4141	-	-	3.4141	30.3
残壁 (造成緑地)	1.8667	-	-	1.8667	16.6
管理通路	1.6410	-	-	1.6410	14.6
調整池・沈砂池	2.2280	-	-	2.2280	19.8
残地森林	2.1200	-	-	2.1200	18.8
合計	11.2698	-	-	11.2698	100.0
割合	100.0 %	- %	- %	100.0%	

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面の勾配

切土(泥岩・チャート): 60度 小段の設置 H=10m ごとに W=2.0m

盛土(砂質土): 30度 小段の設置 H=5m ごとに W=2.0m

種子吹付工

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量 7987m³

土砂流出量(安全率)

工事中: 1,284m³(2.4) 浚渫 2回/年工事後: 2,865m³(2.8) 浚渫 5回/年

(3) 水の処置

沈砂池兼調整池 計画貯水量 22,012m³ 最大貯水量 22,197m³

流出係数 0.9

3 水の確保

周辺に用水を必要とする農地がないなど、水量の確保は必要ない。水質の悪化対策については、沈砂池を設置し汚濁水の流出の防止を図る。

4 環境の保全

森林率 49.1% 残地森林率 18.8%

造成森林は採掘平場に樹高 1.0m の高木性樹種(クヌギ,スギ,ヒノキ,マツ)を 2,000 本/ha の割合で植栽する。地盤が岩盤の場合は土砂を 30cm 入れる。造成緑地については、掘削残壁に草本類の種子を吹き付ける。

整理番号 8

桑名市多度町猪飼字山中 地内

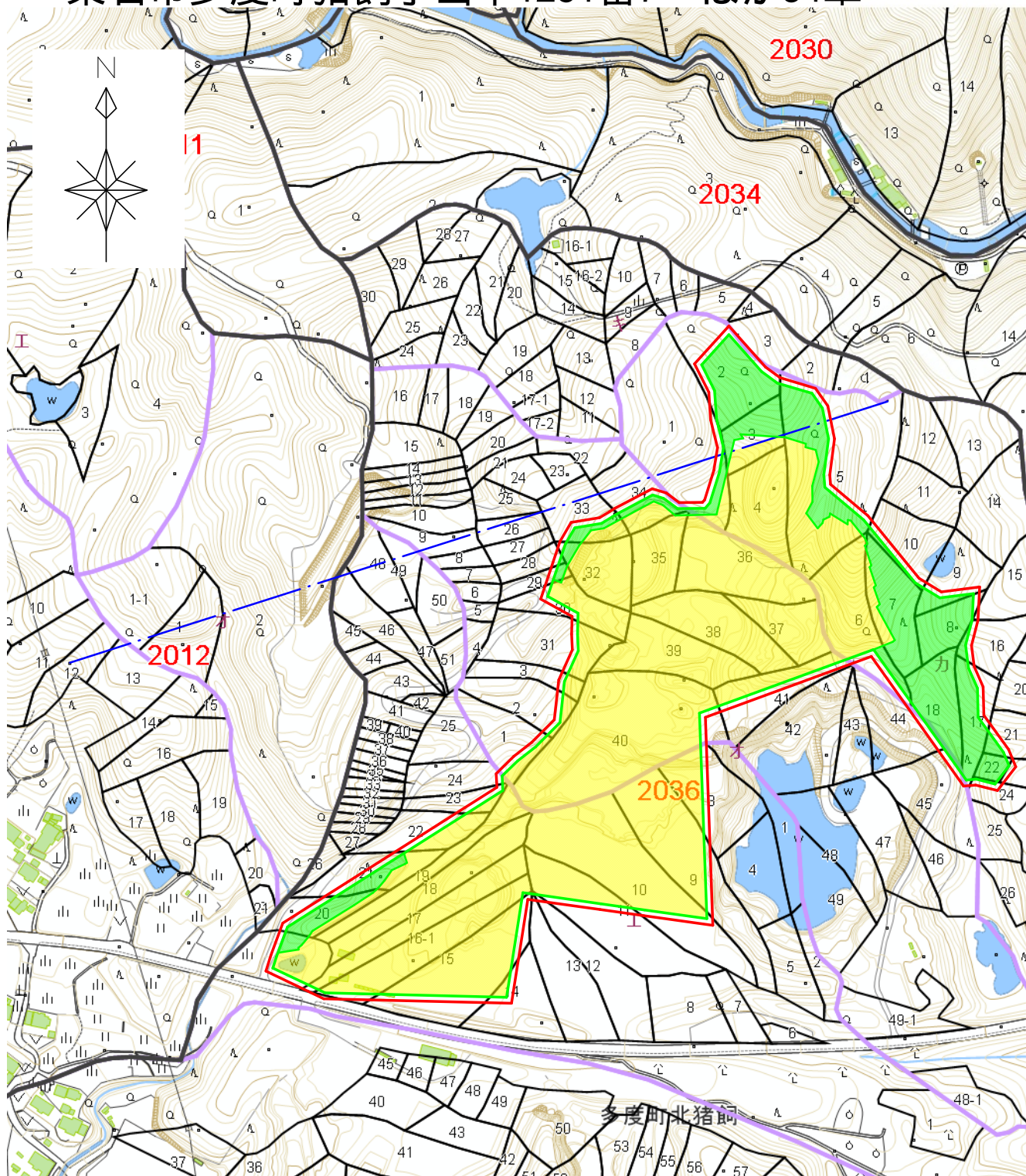
5 市・町長等の意見




土砂の搬入搬出の際に、地域の生活道路について影響のないように留意すること。

林地開発行為調査地図

【整理番号8】

桑名市多度町猪飼字山中1251番7 ほか34筆



凡 例	
事業区域	
開発行為をしようとする森林の区域	
開発行為に係る森林の区域	

第4号様式

概要調書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農地 ha	その他 ha	合計 ha	割合 %
管理用道路	0.0690	-	0.0011	0.0701	2.1
造成森林	0.0848	-	0.0101	0.0949	2.8
調整池兼沈砂池	0.2022	-	0.1033	0.3055	9.2
太陽パネル設置	1.6256	-	0.4823	2.1079	63.1
残置森林	0.7166	-	0.0433	0.7599	22.8
合計	2.6982	-	0.6401	3.3383	100.0
割合	80.8 %	-%	19.2%	100.0%	

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法勾配を 1:1.8 H=5.0 ごとに小段を設ける。
 種子吹付工 小段排水及び縦排水等を設置する。

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量:288m³(2基)

土砂流出量

工事中:191.7m³ 浚渫 3回/年

工事後:214.5m³ 浚渫 4回/10年

(3) 水の処置

調整池兼沈砂池 2基 計画貯水量 2,964m³ 最大貯水量 3,145m³

流出係数 0.9

3 水の確保

放流先の水路等に水利権者はおらず、当該開発区域に直接、この水源を依存している地域はないため特段の対策は実施しないが、濁水対策として沈砂池を2基設置する。

4 環境の保全

森林率 30.1% 残地森林率 26.6%

造成森林は、マツ H=1.0m 190本を植栽する。 種子吹付工

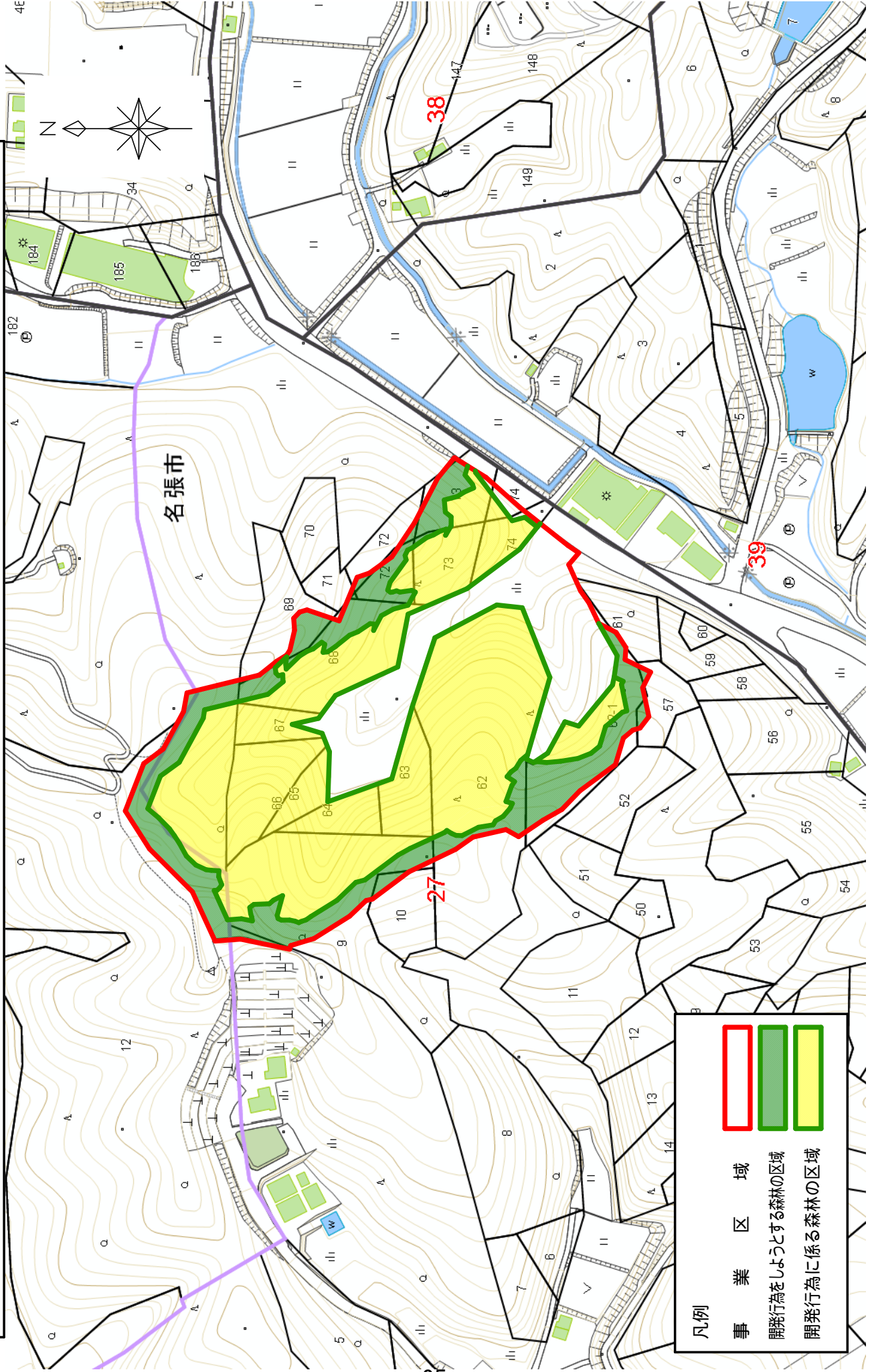
5 市・町長等の意見

当開発行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生、水害、水の確保に著しい支障、環境の悪化のおそれがないこと。

林地開發行為調査地図

(名張市下比奈知字山田3532 外3筆)

【整理番号9】



縮尺 1/2,500

第 4 号様式

概 要 調 書

1 土地利用計画（事業区域について記載）

造成前 造成後	地域森林計画対象森林 ha	農 地 ha	その他 ha	合 計 ha	割 合 %
敷地	1.5399	-	-	1.5399	32.4
造成緑地	0.1918	-	-	0.1918	4.0
造成森林	0.0471	-	-	0.0471	1.0
水路敷	0.0118	-	-	0.0118	0.3
道路（通路）	0.3085	-	-	0.3085	6.5
調整池	1.3099	-	-	1.3099	27.6
擁壁	0.0174	-	-	0.0174	0.4
残置森林	1.3230	-	-	1.3230	27.8
合 計	4.7494	-	-	4.7494	-
割 合	100.0 %	- %	- %	100.0 %	100.0 %

2 災害の防止

(1) 土砂崩壊の防止

法面の勾配（砂質土・まさ土）：切土 1 : 1.5 以上、盛土 1 : 1.8 以上、
小段の設置 5m ごと W=1.0m、

(2) 土砂流出の防止

沈砂施設貯砂量： A 工区：895m³ B 工区：824m³

土砂流出量（安全率）

工事中： A 工区：688m³（1.30） B 工区：682m³（1.21）

工事後： A 工区：258m³（3.47） B 工区：256m³（3.22）

年 1 回浚渫

(3) 水の処置

沈砂池兼調整池 計画貯水量 A 工区：4,673.04m³、B 工区：4,524.49m³

最大貯水量 A 工区：4,686.85m³、B 工区：4,883.13m³

流出係数（土地利用形態による面積按分） A 工区：0.86、B 工区：0.87

3 水の確保

農業用水について地元の自治会及び水利組合と協議済。

そのほか用水としての利用なし。

4 環境の保全

森林率 28.8%、残置森林率 27.8%、造成森林はヒノキ（2年生以上）苗 3,000 本/ha
造成緑地は、植生シート、種子吹付工
周囲の景観との調和のため敷地周囲に幅 10m の林帯
発電事業終了後は、廃棄物の適正処理及び植栽

5 市・町長等の意見

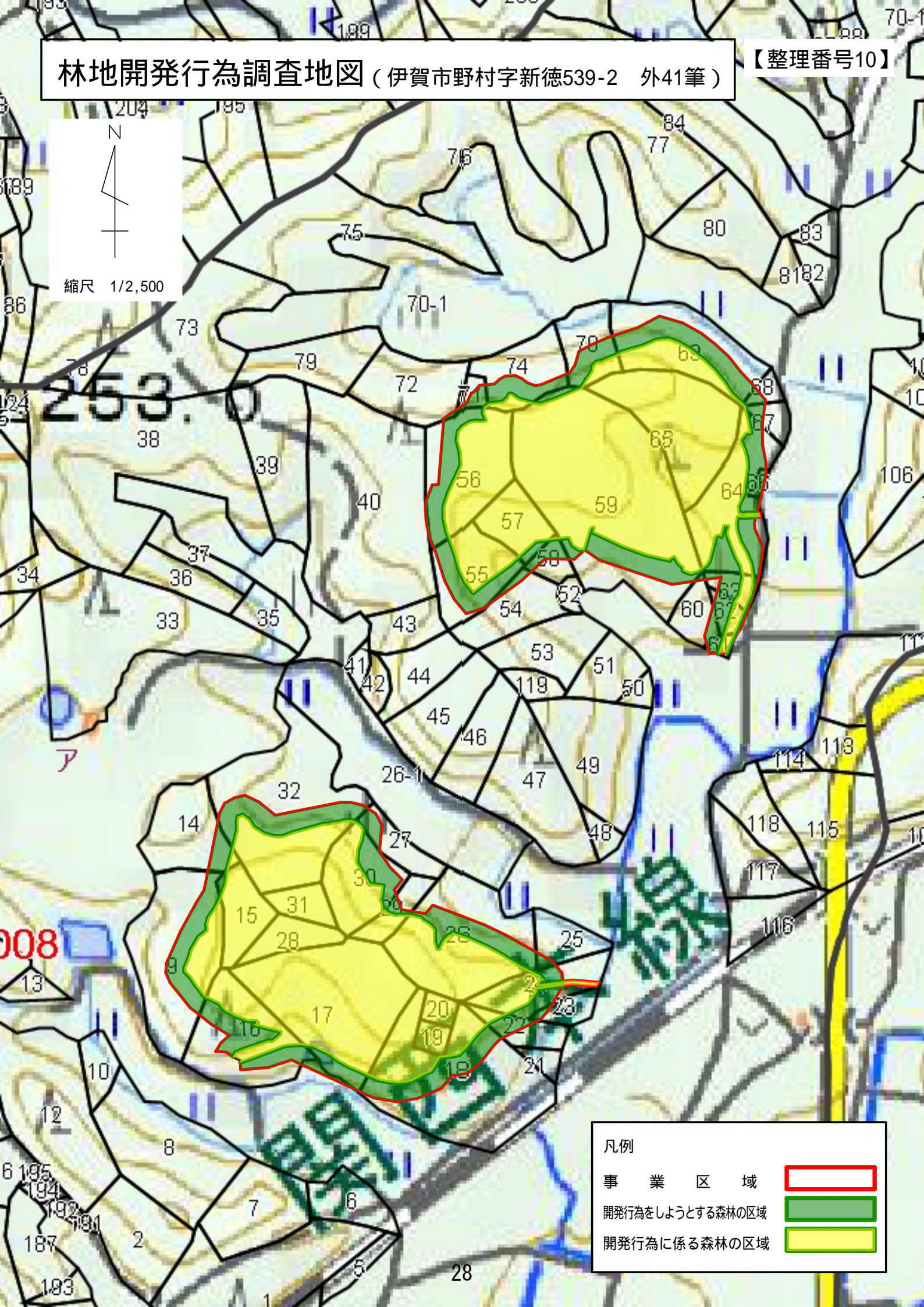
関連法令の遵守、地元協議、事業区域内外施設等の維持管理、事業者責による問題解決、修繕及び原形復旧

林地開発行為調査地図 (伊賀市野村字新徳539-2 外41筆)

【整理番号10】



縮尺 1/2,500



凡例

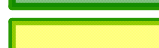
事業区域



開発行為をしようとする森林の区域



開発行為に係る森林の区域



(開発行為の許可)

森林法 第10条の2

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(計画変更に伴う許可申請等)

三重県林地開発許可に関する規則 第8条

開発許可を受けた者は、当該開発許可について次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、省令第4条の申請書に変更概要書及び変更後の計画書を添付して、あらかじめ知事に提出しなければならない。

- 1 開発行為の目的
- 2 林地開発区域の面積
 - ・5haを超えるもの：当初許可面積から1haを超えて増減する場合
 - ・5ha以下：当初許可面積の20%を超えて増減する場合
- 3 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量
 - イ 許可土量の20%を超えて増加する場合
 - ロ 盛土又は捨土の直高が15mを超える場合
 - ハ 法面が許可を受けた勾配より急となる場合
- 4 防災施設の新設、廃止または機能の低下を伴う変更の場合
- 5 残置森林、造成森林
 - イ 残置森林面積が当初許可面積の10%を超えて減少する場合
 - ロ 残置、造成森林面積が許可を受けた面積から10%を超えて減少する場合
 - ハ 残置、造成森林又は緑地の割合が技術基準等を下回る場合
 - ニ 残置、造成森林の配置を著しく変更する場合
- 6 開発行為の施行工程
 - ・開発行為に係る防災措置に支障がある場合
- 7 その他計画の重要な変更

(森林審議会への諮問)

森林法第10条の2第6項

都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(森林審議会への諮問の目的)

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(事務次官通知) 第4

都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

(森林審議会への諮問)

林地開発許可等事務処理要領 第7

農林水産部長は、審査等基準第4の規定に該当する開発行為について、許可を行うに当たり開発行為に伴う森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を行うため、法第10条の2第6項の規定に基づき三重県森林審議会に諮問を行う。

- 2 前項の審議会への諮問にあたっては、諮問文書に、申請書の副本またはその写し、審査整理表及び林地開発行為調査図を添付するものとする。
- 3 第1項の諮問の対象に該当しない開発行為の場合、専決機関の長は、第3第2項又は第8第1項の処分を行った後に、処分状況報告書に概要調書、林地開発行為調査図を添えて審議会に報告するものとする。

(森林審議会への報告の対象)

林地開発許可に係る審査等基準 第4

法第10条の2第6項の規定による三重県森林審議会への諮問については、森林審議会の決議に基づき、開発行為の内容が別紙3の基準に該当する場合を対象とする。

森林審議会に諮問する
林地開発許可申請の基準

林地開発許可申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当するときは、森林審議会に諮問するものとする。

- 1 開発行為に係る森林面積が、次の規模以上の場合
 - (1) ゴルフ場の造成事業 20ヘクタール
 - (2) 住宅地又は別荘の造成事業 20ヘクタール
 - (3) レジャー施設、工場等の造成事業 10ヘクタール
 - (4) その他(上記以外)の事業 10ヘクタール

- 2 開発行為に係る森林の区域に次の森林が10ヘクタール以上含まれる場合
 - (1) 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
 - (2) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められている森林
 - (3) 森林簿に記載されている森林の機能(木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能及び保健文化機能)の評価が高い森林

- 3 その他知事が必要と認めた場合

(注) 1 現に許可を受けている開発行為の事項を変更しようとする場合については、変更後の開発行為に係る森林でもって上の基準を適用するものとする。

ただし、この場合であっても、過去に森林審議会の答申を経て許可を受けた開発行為であるときは、直近に森林審議会の答申を経て許可を受けた開発行為に係る森林と変更後の開発行為に係る森林の増分でもって上の基準を適用するものとする。

- 2 この諮問基準は、平成3年8月14日に開催された三重県森林審議会森林保全部会において、技術的、専門的観点から個別事案について個別意見の聴取を要しない基準として決議されたもの(平成5年9月1日、平成30年12月18日に一部改正)であるが、この基準に該当しないものについては、許可等処分後にその概要を審議会へ報告するものとする。

林地開発案件に関する諮問受理の方針について

平成3年7月25日付け3林野治第2383号林野庁長官通達22の(2)に関して本県森林審議会に意見を求める基準は、現行の三重県の林地開発許可事務処理要領(昭和50年9月9日林政第454号)第16に規定されている別表「森林審議会に諮問する林地開発許可申請の基準」を当分の間運用して差し支えない。

以上、本日議決する。

平成3年8月14日

三重県森林審議会森林保全部会

部会長 笠原 六郎

委員 乾 英夫

林 擴郎

林地開発許可制度の概要

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の民有林における林地開発について、昭和49年より許可制を導入
- 具体的には、1ha（太陽光発電施設設置の場合は0.5ha）を超える土地の形質の変更について、「災害の防止」等の4つの要件を満たす場合に、都道府県知事が市町村長の意見を聴いたうえで許可

①林地開発許可の対象となる森林

地域森林計画の対象となる民有林

（保安林、保安施設地区及び海岸保全区域を除く）

②林地開発許可の対象となる開発行為

土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる1haを超える開発行為（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ha）

例)住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電施設 など

④都道府県森林審議会、関係市町村長の意見聴取

許可しようとするとき都道府県知事は、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

③林地開発許可の要件

都道府県知事は、申請が以下の4つの要件を満たしていると認められるときは、許可しなければならない。

【災害の防止】

- ・開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

【水害の防止】

- ・開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと。

【水の確保】

- ・開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

【環境の保全】

- ・開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと。